

千歳市こども計画 (素案)

令和7年3月

千歳市

はじめに

令和7年3月

千歳市長 横田 隆一

目 次

第1章 計画の策定に当たって	3
1 計画策定の背景	3
2 こども・子育てをめぐる動き	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の対象と期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 千歳市の現状と市民の評価	11
1 こども・子育てを取り巻く環境	11
2 第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画の実施状況	19
3 千歳市の子育て施策に対する市民の評価（アンケート結果）	29
第3章 千歳市の課題	37
1 千歳市の課題	37
第4章 計画の基本理念と目標	41
1 基本理念	41
2 基本的な視点	41
3 基本目標	44
4 施策の体系	45
第5章 対象・分野別の支援施策の展開	49
基本目標1 ライフステージにあわせて、こどもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり	49
基本目標2 安心・安全にこどもを産み育てられる環境づくり	55
基本目標3 こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり	69
基本目標4 さまざまな環境や事情を抱えるこどもと家庭を支える環境づくり	75
第6章 子ども・子育て支援事業の展開	85
1 教育・保育提供区域	85
2 将来のこどもの人口の見通し	85
3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策	86
4 乳児等通園支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策	90
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策	91

6	こどものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	99
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	101

第7章 計画の推進体制..... 105

1	計画の進捗管理.....	105
2	計画推進に向けた関係機関の役割	106
3	財政基盤の確立.....	106

資料編 109

1	計画の策定経緯.....	109
2	千歳市子ども・子育て会議条例.....	111
3	千歳市子ども・子育て会議の委員名簿.....	112
4	みんなで子育て応援宣言	113
5	こども・若者からの意見聴取の結果	114

第 1 章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

現在、国全体では少子化の進行、人口減少が予想を上回るペースで進んでいるほか、貧困、虐待、重大ないじめの問題など、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

このような状況から、国においては、こども政策を推進する体制の強化を図るため、令和5年4月1日にこども家庭庁を創設し、併せて、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が施行されました。

こども基本法では、こども施策を社会全体で総合的かつ一体的に推進するため、従来の「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」を国が策定することを明記し、政府として令和5年12月に、次元の異なる少子化対策を実現するために掲げた「こども未来戦略」と併せて閣議決定しています。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めており、こども基本法において、都道府県及び市町村は、こども大綱の内容や当事者であるこども・若者の意見を勘案して、こども施策についての計画（都道府県こども計画、市町村こども計画）の策定に努めるよう定められています。

一方で、千歳市の現状に目を向けると、直近5か年の人口は横ばいで推移しているものの、こどもの人口は減少が続いており、合計特殊出生率が令和5年に1.21と10年前と比べ0.32ポイント低下するなど、少子化傾向は顕在化していることから、国や北海道と課題を共有し、対策を講じることが急務となっています。

これら国の動向や千歳市の現状を踏まえ、令和6年度に終期を迎える第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」といいます。）を継承し、令和7年度を始期とする次期計画については、千歳市のこども施策を総合的に推進するための「千歳市こども計画」として策定することとします。

2 こども・子育てをめぐる動き

近年のこども・子育てをめぐる動きについては、次のとおりです。

近年のこども・子育てをめぐる動き

	法律・制度等	内容
平成30年 (2018年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定こどもの利用者負担の引き下げ
令和4年 (2022年)	児童福祉法等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・児童相談所等による支援、妊産婦等への支援の質の向上 ・自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備 ・一時保護等の判断に関する司法審査の導入 ・こども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ・性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化等
令和5年 (2023年)	こども家庭庁の創設	・こどもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和6年 (2024年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

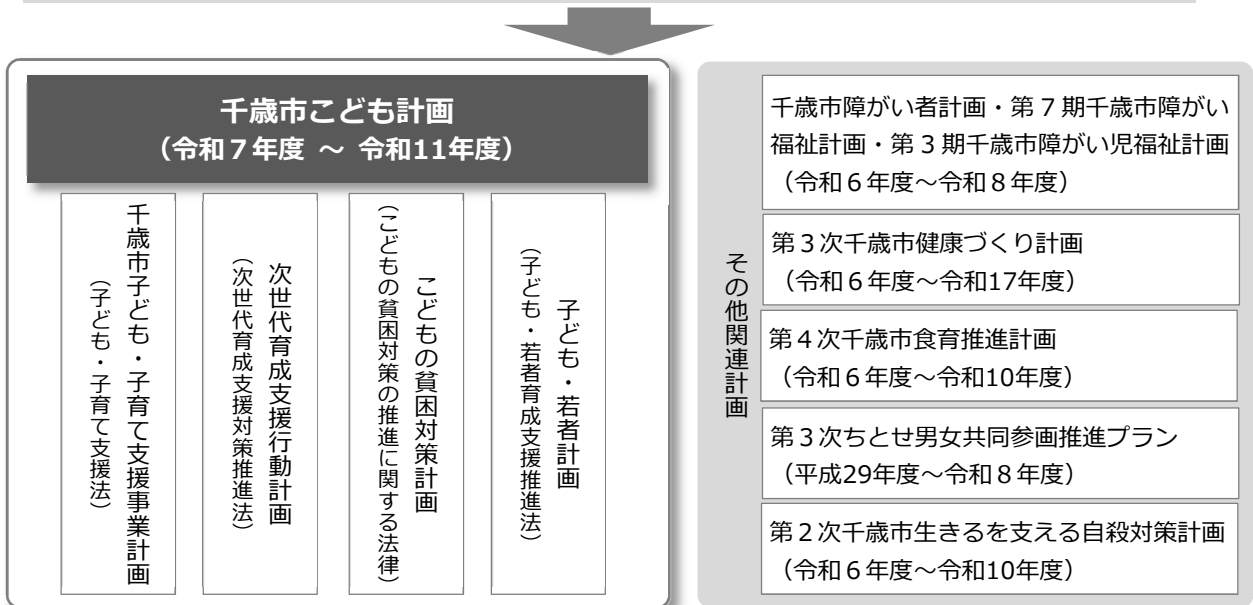
3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項及び第5項に基づき、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」を一体で策定する「市町村こども計画」として位置付けます。

国から示された「こども大綱」、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、国際目標のSDGsの理念を踏まえ、千歳市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、千歳市第7期総合計画や関連する個別計画と整合する計画とします。

千歳市第7期総合計画（令和3年度～令和12年度）

第5期千歳市地域福祉計画（令和7年度～令和11年度）



■SDGs との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟国193か国が2016年から2030年までの15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

本計画は、SDGsの達成に向けた取組を推進していきます。



4 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、概ね18歳までの子どもとその家庭を対象とします。また、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせて柔軟に対応します。

(2) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画					千歳市子ども計画				
次世代育成支援行動計画									
子どもの貧困対策計画									

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態などを把握し、その量的及び質的なニーズを把握するため、千歳市内に居住する就学前児童及び小学生がいる世帯を対象に「千歳市子ども・子育て支援アンケート調査」(令和5年12月～令和6年1月実施)(以下「アンケート調査」といいます。)を実施しました。

結果概要については、「千歳市の子育て施策に対する市民の評価(アンケート結果)」をご覧ください。(29ページ)

(2) こども・若者からの意見聴取

こども基本法第11条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者などの意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられていることから、千歳市内の小学生、中学生、高校生、大学生から意見聴取を行いました。

結果概要については、「こども・若者からの意見聴取の結果」をご覧ください。(114ページ)

(3) パブリックコメントの実施(令和6年12月〇日～令和7年1月〇日実施)

千歳市のホームページなどで計画素案を市民のみなさまに公表し、ご意見をいただき、本計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。また、こども・若者からの意見聴取の一環として、こども用パブリックコメントを併せて実施しました。

意見募集期間	令和6年12月〇日(〇)～令和7年1月〇日(〇)	
意見の件数	〇件(提出者〇人)	
意見の取扱い (対応内容の分類)	① 案を修正するもの	〇件
	② 既に案に盛り込んでいるもの	〇件
	③ 今後の参考とするもの	〇件
	④ 意見として伺ったもの(案件に直接関係がないため)	〇件

(4) 千歳市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する事業計画の策定などについて、こどもの保護者を含む子育て支援当事者などの意見を聴くため、「千歳市子ども・子育て会議」において審議を行いました。(令和7年3月までに計〇回の会議を開催)

同会議は、こどもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成されています。

(5) 千歳市保健福祉調査研究委員会

本計画は千歳市第7期総合計画をはじめ、関連する個別計画と整合する計画とするため、保健福祉の推進に当たり、総合的に調査・研究を行うための千歳市保健福祉調査研究委員会においても審議を行いました。

(6) 千歳市こども計画策定に係る庁内検討会議

本計画の策定に関する調査・検討、子ども・子育て会議に諮る事項の検討を行い、計画素案作成などを行うため、庁内関係部署の所属長などで構成する庁内検討会議を設置し、審議を行いました。

第 2 章 千歳市の現状と市民の評価

第2章 千歳市の現状と市民の評価

1 こども・子育てを取り巻く環境

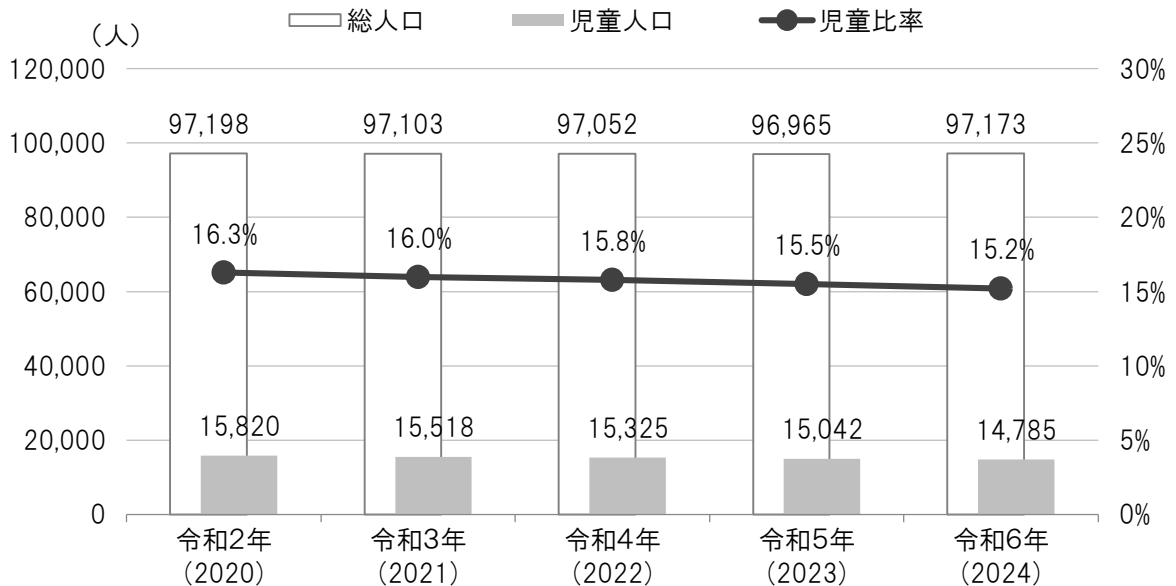
(1) 少子化の進行

① 総人口と児童人口

千歳市の人口は概ね横ばいで推移していますが、児童人口（0～17歳）は年々減少しています。

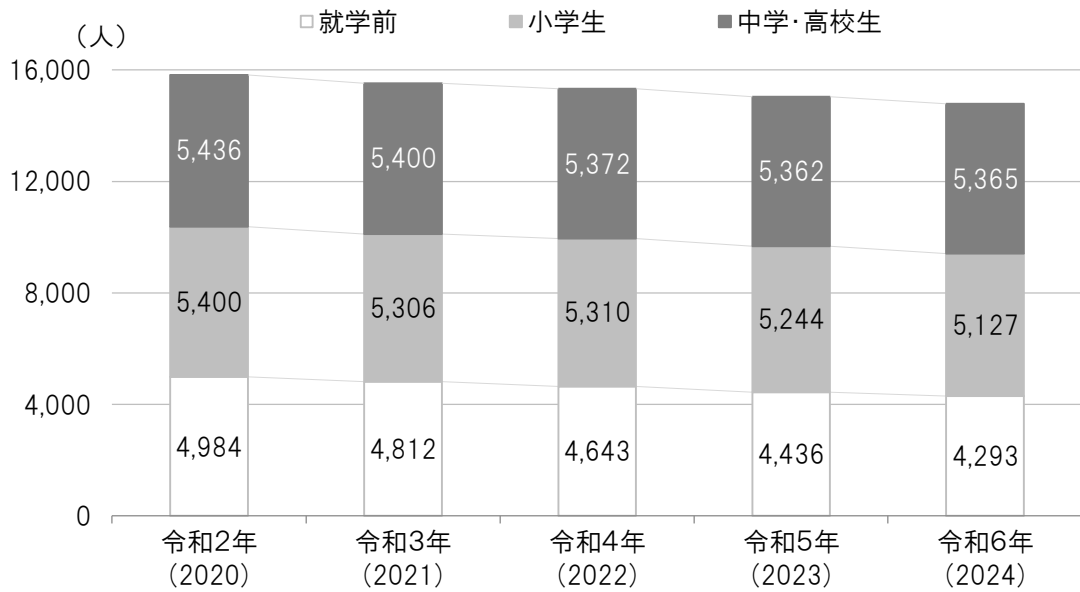
児童人口をさらに細分化してみると、特に就学前児童と小学生の人口に減少が見られます。

総人口と児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

児童人口（内訳）の推移

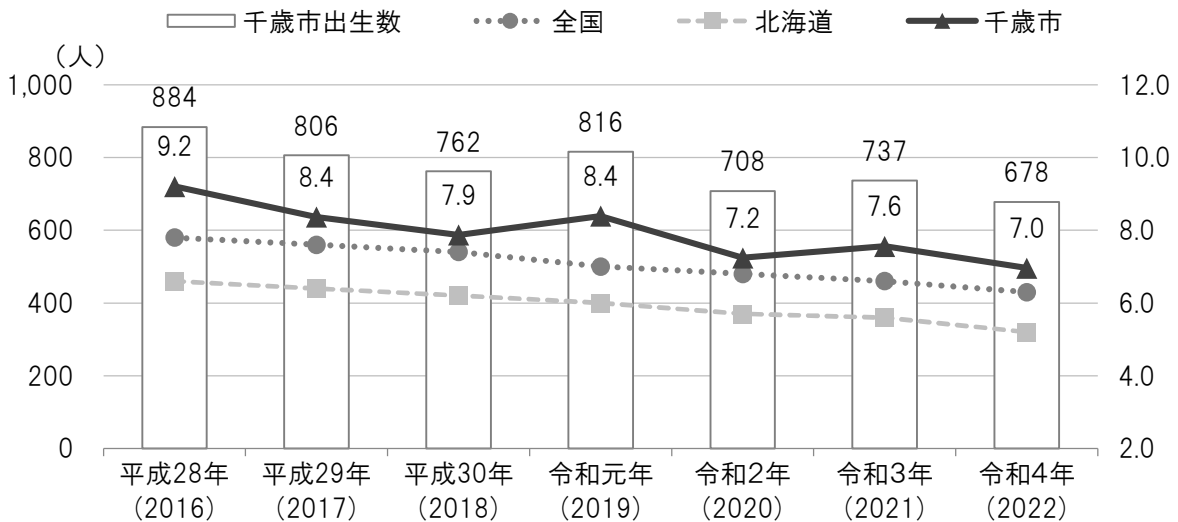


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 出生数・出生率

千歳市の出生数は減少傾向にあり、出生率（人口千人当たりの出生児数）についても、全国・北海道水準と比較すると上回っていますが、直近では減少傾向にあります。

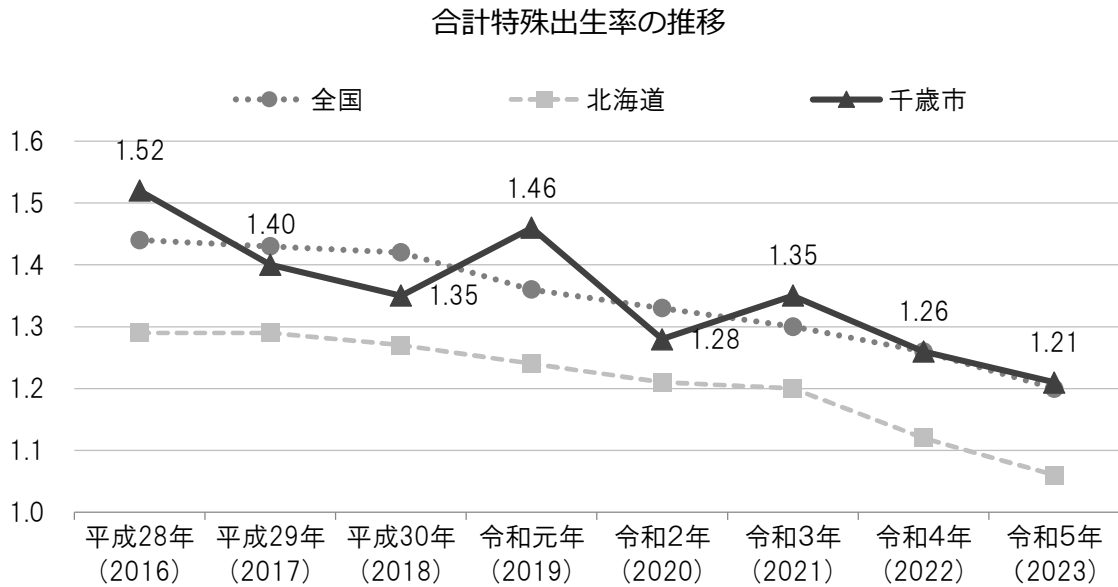
出生数及び出生率の推移



資料：人口動態調査、千歳市資料

③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生のうちに産むこどもの平均の数ですが、千歳市の合計特殊出生率は、北海道水準を上回って推移しているものの、直近では減少傾向となっており、千歳市においても少子化が進んでいる状況にあります。

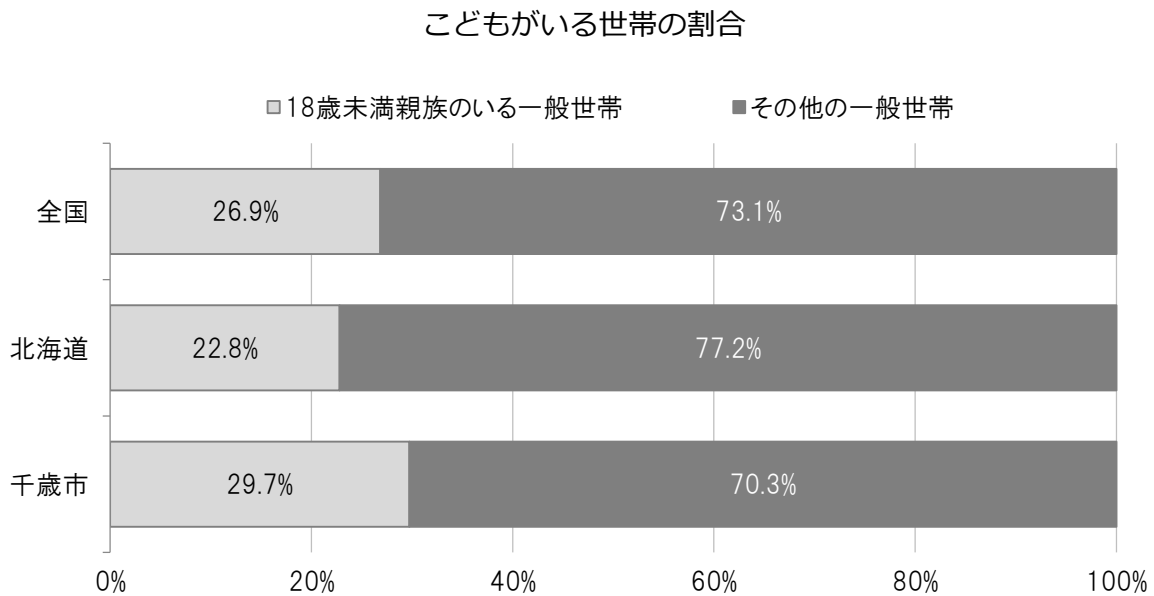


資料：人口動態調査、千歳市資料

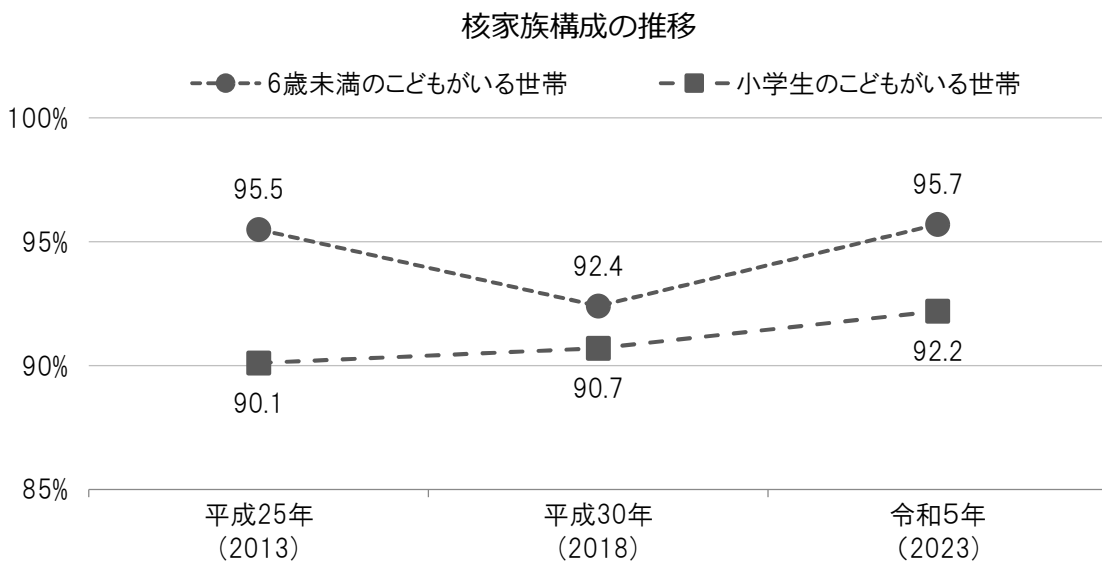
(2) 家族構成

① 世帯構造

世帯の状況としては、18歳未満の子どもがいる世帯の割合が29.7%と全国・北海道水準を上回っており、千歳市は子どもがいる世帯の割合が多いことがわかります。また、アンケート調査における家族構成の推移を見ると、両親又はひとり親と子どもで構成される核家族世帯の割合が、前回調査時（平成30年）と比較して増加傾向にあり、核家族化が進んでいる状況であることから、祖父母などの親族から子育ての援助を受ける機会の減少や子育て中に孤独感を感じる世帯が増加していることが懸念されます。



資料：国勢調査（令和2年）

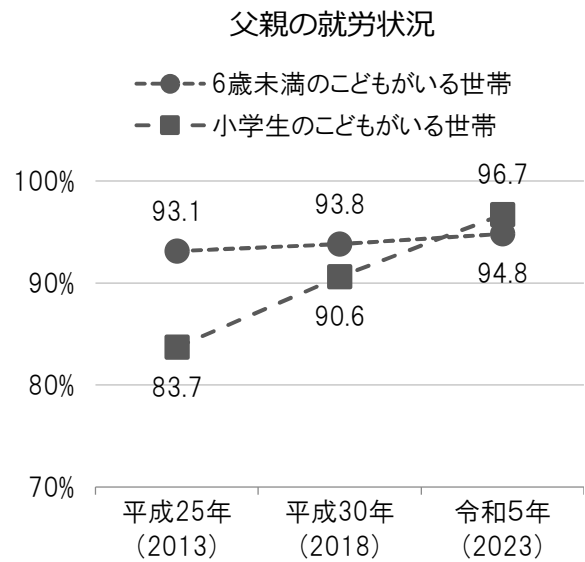
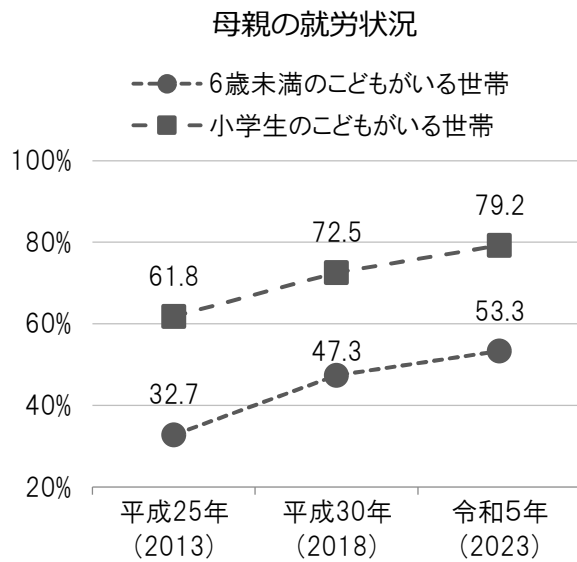


資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果報告書

(3) 子育て世帯の就労状況等

① 母親・父親の就労状況

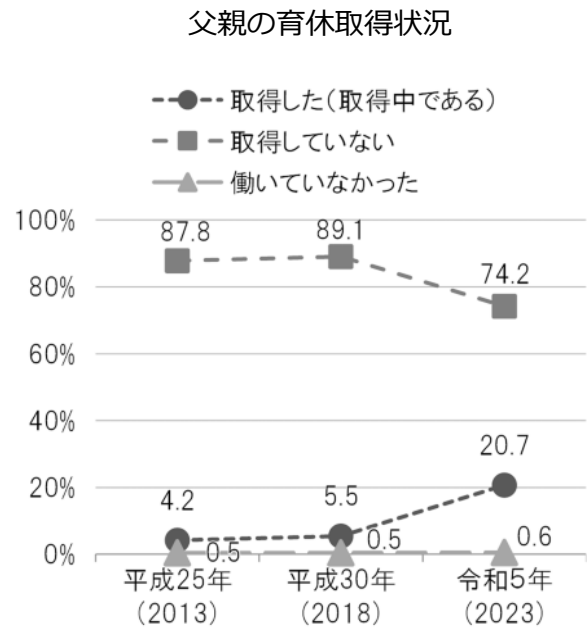
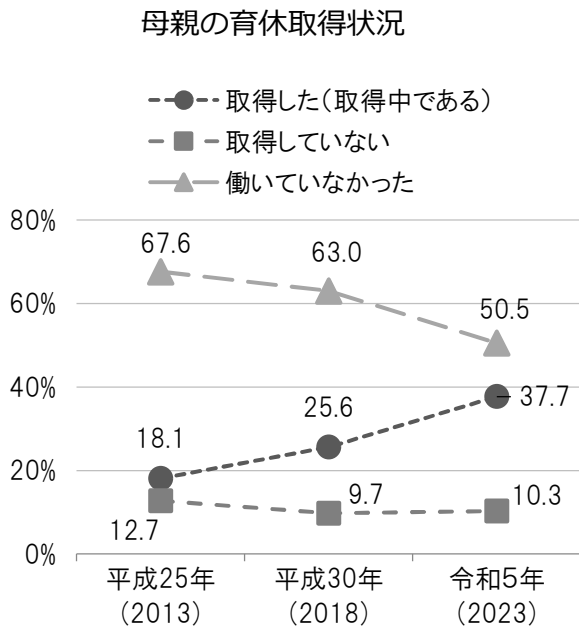
アンケート調査結果の推移を見ると、「6歳未満のこどもがいる世帯」及び「小学生のこどもがいる世帯」とともに、就労する母親が平成25年（2013年）から約20%増加しており、「6歳未満のこどもがいる世帯」の母親については、50%以上が就労している状況となっています。



資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果報告書

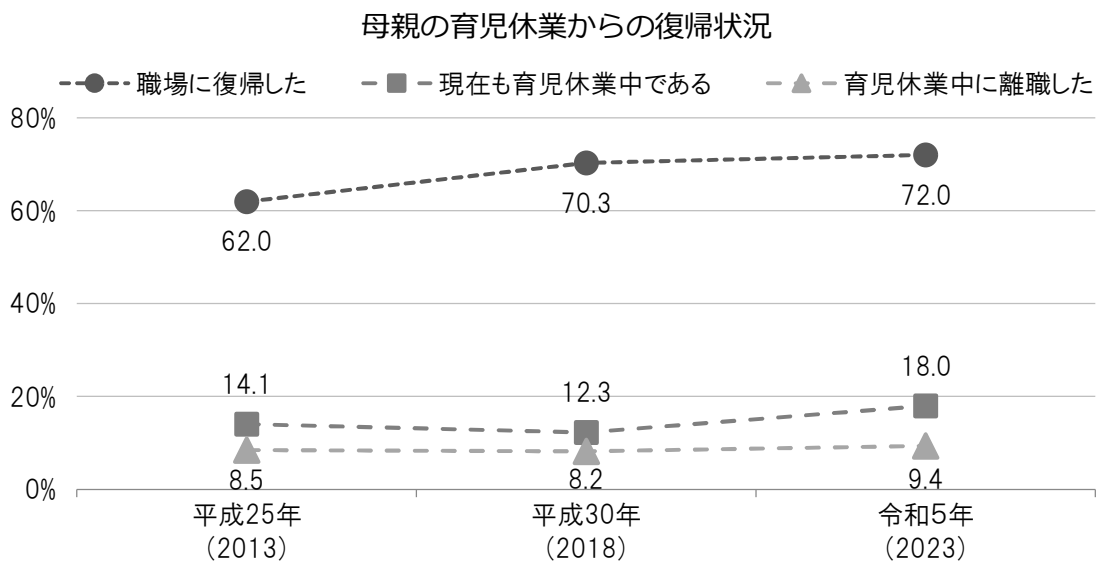
② 育児休業の取得・復帰状況

アンケート調査の推移を見ると、育児休業を取得した（取得中である）母親は増加傾向にあります。また、育児休業を取得した（取得中である）父親が、平成25年（2013年）の4.2%から令和5年（2023年）には20.7%まで増加しており、父親の育児休業が一定程度促進されていることがわかります。



資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果報告書

母親の育児休業からの復帰状況を見ると、職場に復帰した母親は増加傾向となっており、育児休業後も就労を継続する母親が増加している状況となっています。



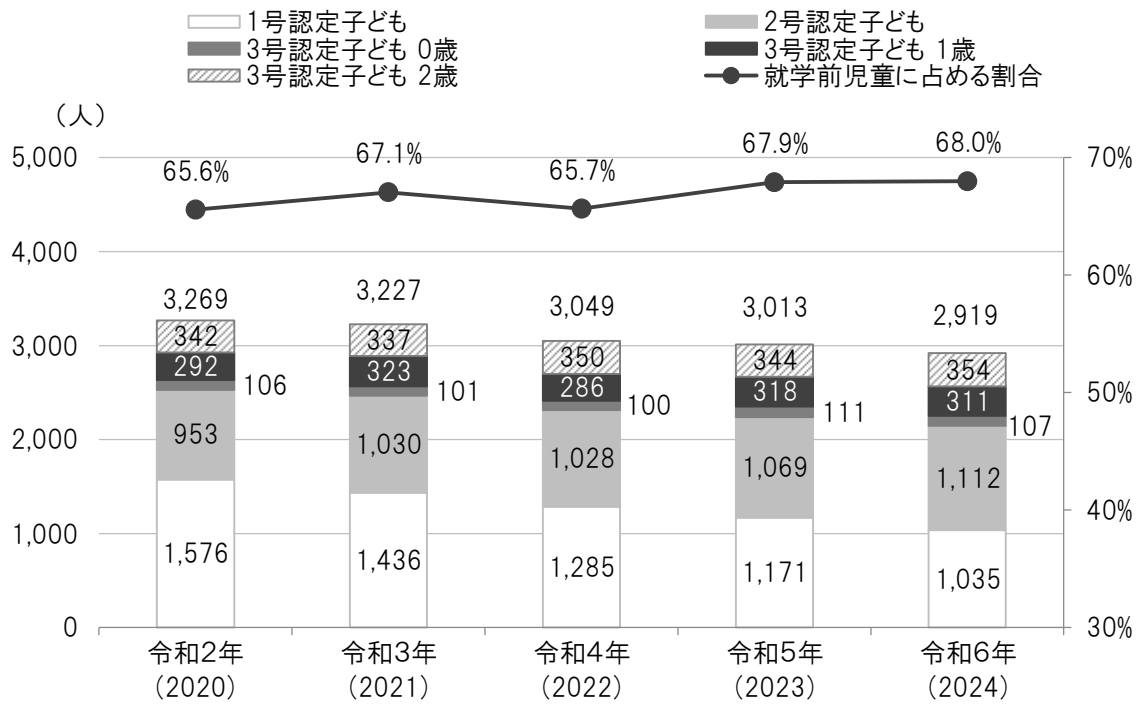
資料：千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果報告書

(4) 教育・保育環境の現状

令和6年（2024年）には就学前児童のうち68.0%が利用している状況にあります。

利用者実数を認定区分別にみると、1号認定子どもは減少を続け、令和6年（2024年）には1,035人となっています。2号認定子どもは増加傾向にあり、令和6年（2024年）には1,112人となっています。3号認定子どもは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）以降増加し、令和6年（2024年）には772人（0歳107人、1歳311人、2歳354人）となっています。

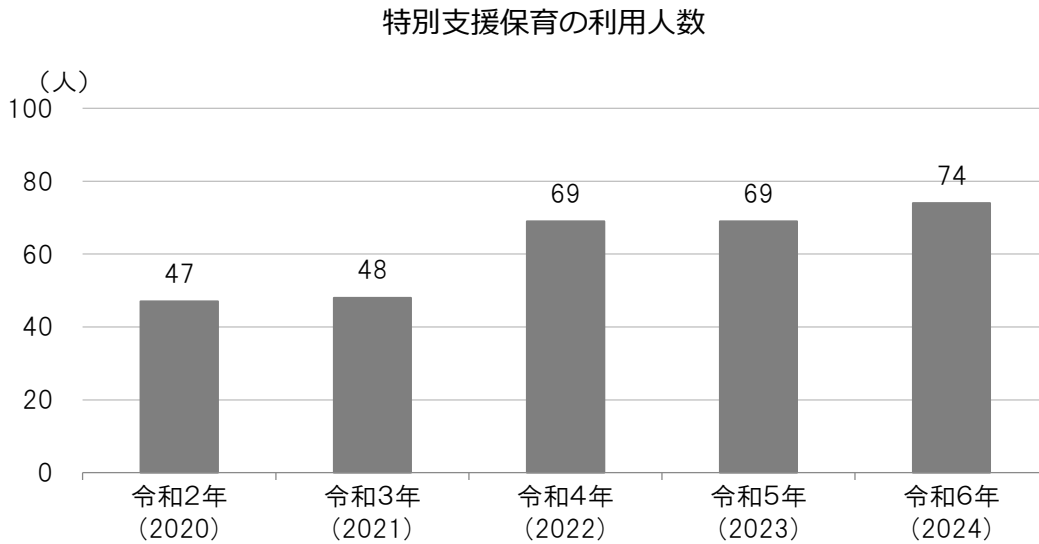
就学前児童の教育・保育利用人数の推移



資料：千歳市資料（各年4月1日現在）

(5) 特別な支援を必要とするこどもの現状

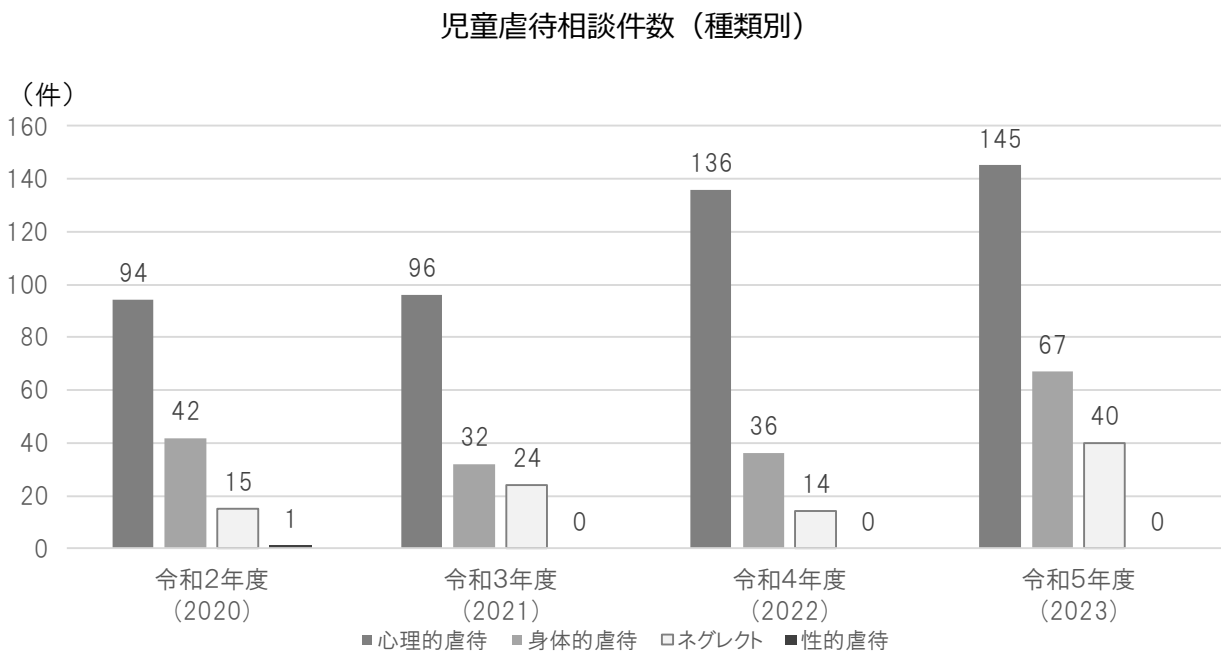
令和6年（2024年）の特別支援保育の利用人数は、令和2年（2020年）から約30人増加しており、千歳市の特別支援保育の利用人数は増加傾向にあります。



※千歳市資料（各年4月1日現在）

(6) 児童虐待の現状

児童虐待相談件数は、近年の児童虐待に対する関心の高まりなどにより、令和5年度（2023年度）は令和2年度（2020年度）から100件増加し、252件となっています。



※千歳市資料

2 第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 主要施策の評価

千歳市は、定住促進策の一つとして、「子育てするなら、千歳市」の施策に取り組んでおり、第2期計画では全22事業を主要施策として位置付けて推進しました。主要施策についての令和2年度から令和5年度までの評価は次のとおりです。

進捗状況については、「達成・実施」「達成に近い・大半を実施」「未達成に近い・僅かに実施」「未達成・未実施」の4段階で評価し、「達成・実施」は20施策、「達成に近い・大半を実施」は2施策となっています。

主要施策名	総括	進捗状況
北陽小学校分離校新設に伴う児童館・学童クラブの整備	令和4年4月に北陽小学校分離校区に児童館・学童クラブを開設し、同校学区で生活する18歳未満の全てのこども及びその保護者が安心して生活できる居場所を整備しました。	達成・実施
「ランドセル来館」事業の推進	保護者が就労又は病気などの理由で、長期もしくは一時的に留守家庭になる場合に、学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる「ランドセル来館」を11か所の全児童館で実施しました。	達成・実施
子育て支援センターの機能充実	子育て支援における中核施設としての運営を継続していく中で、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の縮小は余儀なくされましたが、電話相談やメール相談の啓発、SNSを活用した子育て情報の提供など、人とのつながりの維持に努めました。	達成に近い・大半を実施
ちとせ子育て特典カード事業の推進	協賛店舗拡大を図るため、未登録の千歳市内の店舗・企業に協力依頼の文書を送付するなど、周知強化を図った結果、協賛店舗数が92（R2.4.1現在）から120（R6.3.31現在）まで拡大し、第2期計画で定める指標（目標数値）を達成しました。また、子育て家庭への支援をより充実させるため、特典カードを利用できる対象世帯の拡大に取り組んだほか、利用に当たっての利便性を高めるため、協賛店舗一覧を市公式LINEのメニュー画面からすぐに確認できる仕組みを構築するなど、事業の一層の充実に努めました。	達成・実施
特定教育・保育施設の充実	保育ニーズの増加に対応するため、民間の認定こども園の新築移転に併せた保育定員拡大や、既存施設での保育定員確保・拡大に努めた結果、国の定義に基づく待機児童数は0人となっており、第2期計画で定める指標（目標数値）を達成しました。	達成・実施
認定こども園化の促進	幼稚園5園が認定こども園に移行したことで、千歳市内の認定こども園は20園となり、第2期計画で定める指標（目標数値）を達成しました。	達成・実施

主要施策名	総括	進捗状況
保育士等確保方策の推進	<p>千歳市保育士就職相談窓口「ちーマインダー」を令和2年10月に開設し、令和5年度末までに延べ68人の就職に結び付けました。また、教育・保育施設での就職を希望する方を後押しするため、保育士・幼稚園教諭リクルートバスツアーや合同就職説明会を開催し、これらイベントの参加がきっかけとなり、就職につながった方がいるなど、一定の成果を上げました。</p> <p>令和5年4月1日には、保育士の養成を行う小田原短期大学保育学科通信教育課程「千歳スクール」が開校したことから、その効果をより高めるため、千歳市内の教育・保育施設の協力の下、在校生の保育実習先の確保を支援する「実習先マッチング事業」を開始するなど、保育士確保の取組を推進しました。</p>	達成・実施
子育てに関する総合情報発信の拡充	<p>「千歳市子育てガイド」は、この1冊で千歳市の子育てに関する情報を全て確認できるよう内容の充実に努めました。</p> <p>また、子育て情報SNS「そらまちキッズn a v i」では、子育て中の保護者目線で身近な子育てに役立つ情報を発信しており、年間アクセス数が令和5年度は357,604件、また、インスタグラムのフォロワー数は1,500人を超えるなど、子育て家庭の利用ニーズが高いツールとなっています。</p>	達成・実施
産後ケア事業の充実	<p>出産後の母子を対象に、助産師などの専門職が心身のケアや育児技術などのきめ細やかな支援を提供しました。また、令和5年8月から訪問型の利用期間拡大や利用料金の減免を行うなど、産後ケアを利用しやすい体制整備に努め、利用実数割合の増加につながりました。</p>	達成・実施
ちとせ版ネウボラ(こども・妊婦ネウボラ)の充実	<p>妊娠期から子育て期において、切れ目ない支援を提供するため、こども・妊婦ネウボラを実施しました。実施に当たっては、総合保健センター、子育て支援センター及び家庭児童相談室がネットワークを構築し、関係機関との連携を図って対応しており、実施回数や利用者割合が第2期計画の初年度である令和2年度から増加するなど、母子が気軽に相談できる機会を提供しました。</p>	達成・実施
男性の育児参加の促進	<p>休日開館での講座や父親向けの講座、家族に向けた講座の開催や、父親となる男性へ父子健康手帳を発行するなど、積極的な育児参加を促しました。また、令和元年11月に掲げた「みんなで子育て応援宣言」の普及に努め、男性のワーク・ライフ・バランスの促進を図りました。</p>	達成・実施

主要施策名	総括	進捗状況
「いいお産の日inちとせ」の実施	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大期と重なり、従来のイベント型での実施が困難な状況でありましたが、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図るため、動画配信やパネル展を開催するなど、取組方法を工夫し継続して実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年度は、イベント型での開催を再開し、来場者のアンケート結果では、全体の95%程度が内容に満足しており、第2期計画で定める指標（目標数値）を達成しました。</p>	達成・実施
「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進	<p>ちとせっこセンター、げんきっこセンターにそれぞれ2名の「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し多種多様な子育て支援事業の利用に当たっての情報集約と提供、利用者支援を実施しました。また、インスタグラムを開設し、子育て支援センターの情報を発信することで、コンシェルジュ事業の周知につながりました。</p>	達成・実施
「ままサポート（訪問型子育て支援）」の推進	<p>子育てコンシェルジュが、出産や子育てに不安を抱える家庭を訪問し、教育・保育施設や子育て支援サービスの利用に「つなげる」活動を実施しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大によって、生活に大きな変化を強いられた中、平常時とは異なるストレスを抱えながらも、孤立している子育て家庭の姿がありました。必要な情報を届けるという情動的支援の重要性を感じ、非接触でも行える「オンライン相談」を開設しました。</p>	達成・実施
「転入親子ウェルカム交流ツアー」の実施	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大期ではありましたが、転入間もない子育て家庭が抱える孤立感や不安感の解消や、親子同士が知り合うきっかけをつくるため、感染防止対策を徹底の上で取組を継続しました。令和5年度のツアー参加者のアンケート結果では、全員が内容に満足（満足度100%）しており、第2期計画で定める指標（目標数値）を達成しました。</p>	達成・実施
「子ども家庭総合支援拠点」の運用	<p>「千歳市子ども家庭総合支援拠点」において、こども、妊婦ネウボラや北海道中央児童相談所と連携しながら、こども家庭支援全般に係る事業、要支援・要保護児童及び特定妊婦への支援、要保護児童等対策に関する啓発などを行いました。</p>	達成・実施
「子育てスキルアップ講座」の実施	<p>暴力を伴ったしつけは、こどもに親への恐怖感を与え、親子関係にダメージを与えることから、子育て中の保護者向けに、怒鳴ったり、叩いたりしない子育て方法を効果的に身に付ける「子育てスキルアップ講座」を児童館などで開催しました。</p>	達成・実施

主要施策名	総括	進捗状況
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進	母子家庭などの経済的な自立を図るため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給を行いました。制度の利用促進に向けて、リーフレットや千歳市の広報を活用して事業内容の周知を図ったほか、母子・父子自立支援員が母子家庭などの相談を受け付け、給付金や貸付制度の利用を案内するなど、各家庭の状況に応じた支援を行いました。	達成・実施
障がいのある子のための「インクルージョン保育」の推進	「巡回支援事業」の実施施設数は、令和元年度の35か所から令和5年度の40か所まで拡大しました。また、「保育所等訪問支援事業」を行う事業所は、令和元年度に1か所でしたが令和5年度に3か所まで拡大しました。これら発達が気になるこどもの早期発見・早期対応の取組を展開し後方支援することにより、教育・保育施設などにおける障がいなどのあるこどもの受け入れを促進しました。	達成・実施
児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実	令和2年4月1日に「千歳市児童発達支援センター」を開設し、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業に一体的に取り組み、地域における障害児支援の中核施設として関係機関や関係事業所との連携を図りました。	達成・実施
特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充	教育・保育施設の利用に係る費用について、千歳市が独自に財源を投入することにより保護者の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境の整備に努めました。	達成・実施
不妊治療費・不育症治療費助成事業の実施	<p>不妊治療費等助成事業は、令和4年度に不妊治療が保険適用となったため、事業を一度終了しましたが、令和5年11月から特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）と併用して実施することがある先進医療（保険適用外）に対する治療費と交通費の一部助成を開始しました。</p> <p>不育症治療費助成事業は、令和2年度から令和5年度までの各年度における助成件数は1～4件となっていますが、必要な方が申請できるように医療機関などへ周知を継続していきます。</p>	達成に近い・大半を実施

※主要施策のほか、主要施策以外の個別施策については、毎年度の点検・評価を行っており、その結果は千歳市のホームページで公開しています。

(2) 教育・保育の利用実績と定員確保状況

第2期計画における教育・保育等の整備に関する実施状況については、次のとおりです。

① 1号認定

利用者数を十分に満たす利用定員を確保しました。

(人)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号		1号		1号		1号		1号	
利用者数	1,576		1,436		1,285		1,171		1,035	
利用定員	1,900		1,770		1,665		1,488		1,336	

※各年度4月1日現在

② 2号認定

幼稚園の認定こども園への移行や、既存施設での利用定員の拡大などにより、利用者数に応じた利用定員の確保に努めました。

(人)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	2号		2号		2号		2号		2号	
利用者数	953		1,030		1,028		1,069		1,112	
利用定員	945		1,011		1,033		1,050		1,101	

※各年度4月1日現在

③ 3号認定

既存施設での利用定員の拡大などにより、第2期計画で定める利用定員の確保に努めました。

(人)

項目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
利用者数	106	634	101	660	100	636	111	662	107	665
利用定員	158	665	159	673	159	684	161	672	163	708

※各年度4月1日現在

(3) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、第2期計画における千歳市の実施状況は、次のとおりです。

① 利用者支援事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	実施施設数	箇所	10	10	11	11
提供体制	実施施設数	箇所	10	10	11	11

② 地域子育て支援拠点事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	利用者数	人	32,897	27,839	50,971	59,453
提供体制	実施施設数	箇所	11	11	12	12

③ 妊婦健康診査

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	受診票配布数	人	811	755	719	641
提供体制	受診票交付数	回	一般健診14 超音波検査6	一般健診14 超音波検査6	一般健診14 超音波検査6	一般健診14 超音波検査6

④ 乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん訪問」

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	対象世帯数	件	741	760	708	679
提供体制	訪問実施率	%	96.0	95.8	96.8	96.5

⑤ 養育支援訪問事業等

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	養育支援訪問数	件	231	222	173	192
提供体制	実施体制	計画どおり実施				

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	利用者数	人日	18	3	14	16
提供体制	実施施設数	箇所	2	6	6	6
	利用可能数	人日	100	100	100	100

⑦ 【小学生】ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	全学年利用者数	人日	518	759	778	823
提供体制	実施施設数	箇所	1	1	1	1
	利用可能数	人日	900	900	900	900

⑧ 【在園児対象】一時預かり事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	延べ利用数	人日	47,340	52,485	48,888	45,056
提供体制	実施施設数	箇所	23	22	22	22
	利用可能数	人日	57,192	55,729	50,864	51,022

⑨ 【在園児以外】一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	延べ利用数	人日	4,559	4,077	4,799	4,098
提供体制	実施施設数	箇所	6	6	6	6
	利用可能数	人日	6,696	7,425	7,425	7,425

⑩ 延長保育事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	利用者数	人日	15,840	17,565	17,357	17,686
提供体制	実施施設数	箇所	28	31	31	31
	利用可能数	人日	22,603	23,616	23,616	23,616

⑪ 病児・病後児保育事業、緊急サポートネットワーク事業

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	延べ利用数	人日	49	205	209	391
提供体制	実施施設数	箇所	2	2	2	2
	利用可能数	人日	955	955	955	955

⑫ 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	全学年利用者数	人	679	671	703	780
提供体制	実施施設数	箇所	17	17	18	18
	利用可能数	人	860	860	895	895

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の状況

第2期計画における幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保状況については、次のとおりです。

総括					
教育・保育の一体的な提供については、保護者の就労形態によりこどもの環境が左右されず、高い基準に基づく質の高い教育・保育が継続的に提供でき、地域の子育て支援が実施される認定こども園の普及促進に取り組みました。					
項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園の施設数	箇所	15	18	18	20

(5) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の状況

第2期計画における「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の状況については、次のとおりです。

総括					
児童館が整備されていない地域のうち、地域の方々の支援や場所などが整った学校において教育委員会が所管する「放課後子ども教室」を開設しています。					
項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室の実施回数	箇所	0	0	2	2

(6) 指標を掲げた個別施策の達成状況

第2期計画における具体的施策の達成状況を把握するため、次の18事業において指標（目標数値等）を定めており、達成状況は次のとおりです。

具体的施策	指標	到達目標	達成状況
基本目標1 子どもが自己肯定感と幸福感を抱ける環境の充実			
基本施策(3) 家庭や地域の教育力の向上			
青少年の多様な体験活動機会の充実	参加者の満足度	95%以上	98%
基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実			
基本施策(1) 子育て支援サービスの充実			
ちとせ子育て特典カード事業の推進	協賛店舗数	120店舗	120店舗
特定教育・保育施設の充実	待機児童数	0人	0人

認定こども園化の促進	認定こども園施設数	17か所	20か所
保育士等確保方策の推進	「保育士等人材バンク」の年間新規登録者数	15人	60人
基本施策（2） 地域における連携・交流の充実			
子育てに関する総合情報発信の拡充	「ママからnet.」への年間アクセス数	165,000件	385,877件
「ちとせ子育てネットワーク」の拡充	子育て支援団体からの年間参加者数	90人	105人
「企業連携がちゼミ」の開催	年間開催回数	15回	15回
基本施策（3） 妊産婦・乳幼児等に関する切れ目ない保健対策の充実			
産後ケア事業の充実	希望日1週間以内の実施数	90%	63.2%
新生児・産婦訪問事業の充実	赤ちゃん訪問において育児不安が解消されたと感じた人の割合	95%以上	98.1%
ちとせ版ネウボラ（こども・妊婦ネウボラ）の充実	利用者の内、不安が解消されたと感じた人の割合	妊婦80%以上 こども90%以上	妊婦87.4% こども95.0%
基本施策（6） 結婚・出産・子育てのライフイベントを応援する環境づくり			
「いいお産の日inちとせ」の実施	参加者の満足度	95%以上	95.2%
基本施策（7） 子育て支援の利用につなげるきめ細やかな取組の推進			
「ママサポート（訪問型子育て支援）」の推進	年間訪問回数	50回	13回
「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施	参加者の満足度	95%以上	100%
基本目標3 子どもの安心・安全の確保と子育てしやすい環境の充実			
基本施策（2） 子育てにやさしい環境の整備			
子育てにやさしい施設の充実	「子育てにやさしい施設」の数	70か所	72か所
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭への支援			
基本施策（1） 児童虐待防止対策の充実			
「おやおや安心サポートシステム」の推進	実施対象施設数の割合	95%以上	100%
「子育てスキルアップ講座」の実施	参加者の満足度	95%以上	100%
基本施策（4） 障がいのある子等への支援の充実			
児童発達支援センターの設置等による地域支援の充実	利用者の満足度	90.0%	84.0%

3 千歳市の子育て施策に対する市民の評価（アンケート結果）

（1）回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
就学前のこどもの保護者用	1,500 票	899 票	59.9%
小学生の保護者用	1,500 票	940 票	62.7%
合計	3,000 票	1,839 票	61.3%

（2）アンケート結果から見える個別の子育て家庭の現状

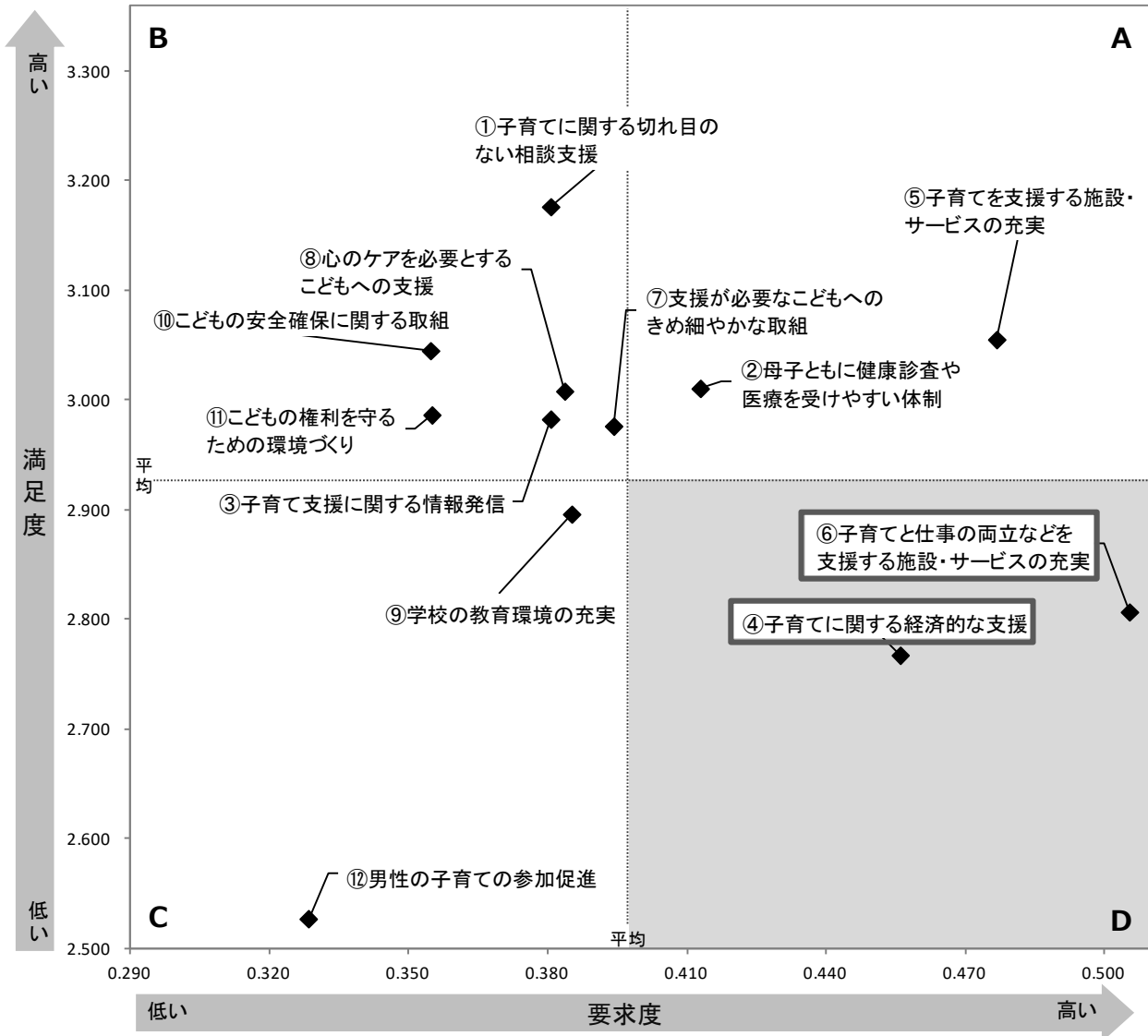
<p>①保護者の孤立化の傾向について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの面倒をみてもらえる親族・知人などが「誰もいない」子育て家庭は増加傾向にあります。 ○ 千歳市は、毎年、年間の転出入者が多いまちですが、孤立化しやすい妊産婦や子育て家庭が増加傾向にあります。
<p>②子育て家庭の経済状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家計が赤字である世帯が増加傾向にあります。 ○ 経済的な理由で、育児休業の復帰時期を早めたり、育児短時間勤務制度を取得しなかった世帯が増加傾向にあります。
<p>③千歳市の教育・保育ニーズについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが増加傾向にあります。 ○ 希望する保育所に入れずに、育児休業後の職場復帰時期が希望より遅くなった母親が約60%いる状況にあります。
<p>④千歳市の児童館・学童クラブの利用ニーズについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共働き世帯の増加に伴い、児童館、学童クラブを利用する、又は利用を希望する世帯は多い傾向にあります。 ○ 児童館・学童クラブの拡充（定員拡大、整備）などを求める声が数多く寄せられています。
<p>⑤一時的なこどもの預かりニーズについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かりの利用ニーズは、一定程度増加傾向にあります。 ○ 一時預かり事業や病児・病後児保育事業は、手続の煩雑さが制度の利用のしづらさにつながっています。 ○ 「こども誰でも通園制度」は、保護者の期待感が相当に高い結果となっています。

<p>⑥ 千歳市の教育環境について</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 学校に通えない子どもが過ごせる居場所や保護者も含めた心のケアの充実を求める声が数多く寄せられています。○ 学力向上の取組として「外国語教育、国際理解教育の充実」、「ICT端末の有効活用」を求める声が数多く寄せられています。○ 「教室におけるエアコン（冷房設備）の整備」を求める声が数多く寄せられています。
<p>⑦ 千歳市の子育て支援事業の認知状況と利用ニーズについて</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 共働き世帯・ひとり親世帯は、仕事の都合などで子育て支援センターの利用が難しい状況にあります。○ 伴走型支援（ちとせ子育てコンシェルジュ、ちとせ版ネウボラ）は認知状況及び利用ニーズが増加傾向にあります。○ 産後ケア事業は、制度の拡充を求める声が数多く寄せられており、子育て家庭のニーズは高い状況にあります。○ 転入世帯やひとり親世帯では、子育て支援事業の認知度が低い状況にあります。
<p>⑧ 千歳市の子育て施策全般に対する評価について</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 千歳市で「子育てがしにくい」と感じている保護者は増加傾向にあります。○ 「屋内型遊び場」の設置を求める声が数多く寄せられています。

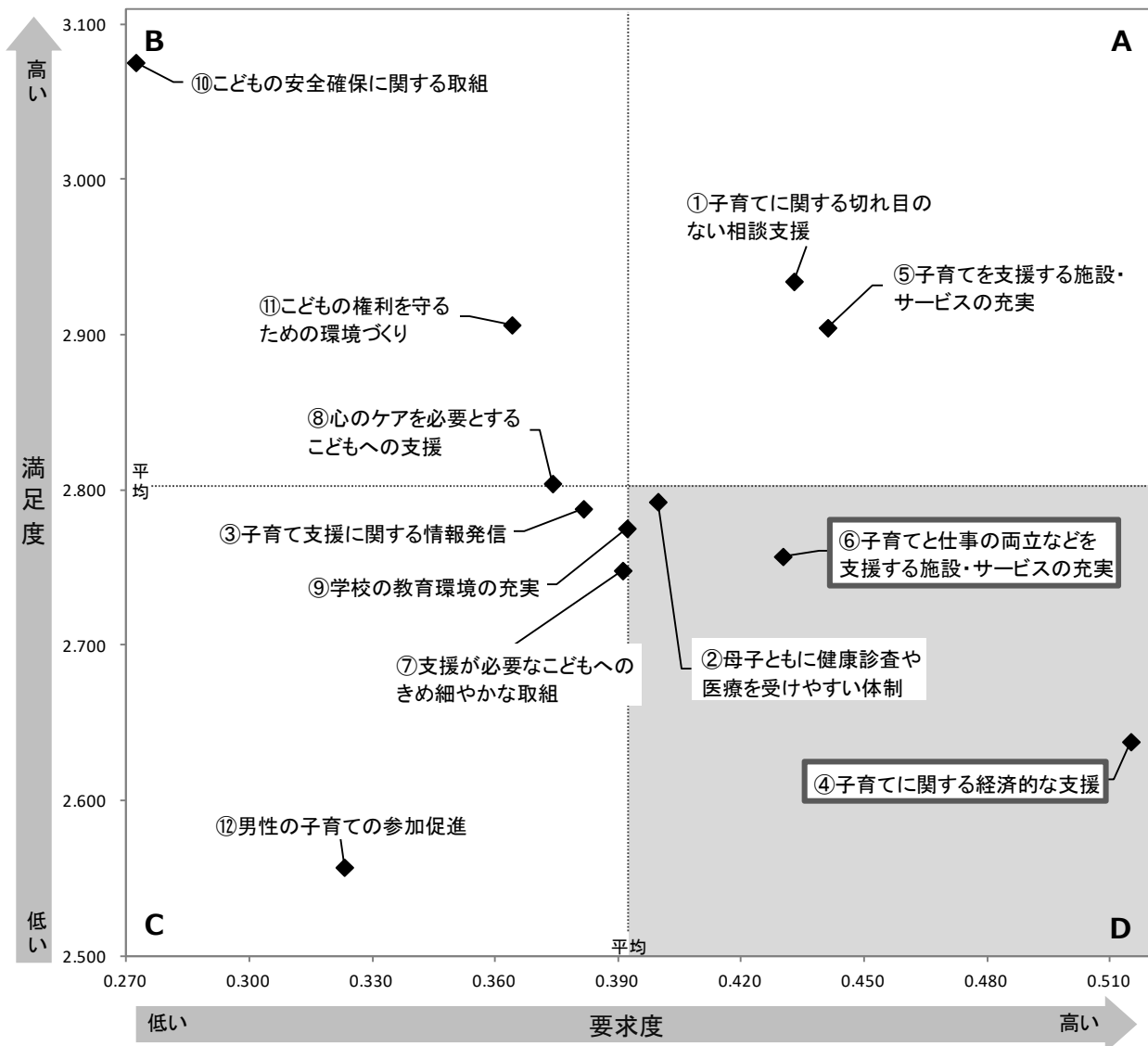
(3) 全体評価

アンケート調査の結果から見えてくる千歳市の子育て支援に対する子育て家庭の評価について、「要求度」（子育て家庭がどういった取組を求めているか）と「満足度」（千歳市の子育て支援に子育て家庭がどの程度満足しているか）の2つの視点で「見える化」しました。

【就学前のこどもの保護者】



【小学生の保護者】



「就学前のこどもがいる世帯」及び「小学生がいる世帯」に共通して、「④子育てに関する経済的な支援」と「⑥子育てと仕事の両立などを支援する施設・サービスの充実」に関する取組の充実を特に求めていることがわかります。

このことから、千歳市の子育て支援に対する子育て家庭の評価を高めていくためには、主に次のような取組を検討していく必要があると考えられます。

千歳市民から特に求められている取組

- 経済的支援（子ども医療費助成の拡充、保育料の負担軽減、妊婦健康診査費用助成の拡充、給食費の軽減など）
- 保護者ニーズ、人口動態、直近の利用状況、地域事情を勘案した教育・保育、児童館・学童クラブ等の提供体制の確保

【D】 全体的な満足度が低いが、
「子育てしやすいまち」との関係性は高い



【A】 全体的な満足度が高く、
「子育てしやすいまち」との関係性も高い



「子育てしやすいまち」としての評価が上がる

第 3 章 千歳市の課題

第3章 千歳市の課題

1 千歳市の課題

千歳市のこども・子育て環境を取り巻く現状と千歳市のこども・子育て施策に対する市民からの評価を踏まえ、次の内容を千歳市の課題と捉え、施策の展開を図っていきます。

■ こどもの成育環境について

- ✓ こどもの教育環境の向上に関する取組については、外国語教育、国際理解教育、ICT端末を有効活用した学習など、子育て家庭の関心が高い内容を中心に推進していく必要があります。
- ✓ 全てのこどもに対して良質な成育環境を保障するため、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」について、保護者のニーズに応じた提供体制の整備を進めていく必要があります。
- ✓ 保護者のニーズが高く、また、こどもの健やかな成長を支える観点からも、季節や天候などの影響を受けずに遊ぶことができる屋内型遊び場の確保に努める必要があります。

■ 子育て環境について

- ✓ 就労する母親が増加傾向にあること、育児休業取得後も職場に復帰する母親が増加傾向にあることから、子育てと仕事の両立を支援するため、教育・保育、児童館・学童クラブ等の提供体制の確保に努める必要があります。
- ✓ 転入者が多いという地域特性や、千歳市においても核家族化が進展していることにより、子育て中に孤独感を感じる世帯の増加が懸念されることから、伴走型の子育て支援や産後ケア事業の充実・拡充に努める必要があります。
- ✓ 家計が赤字である世帯が増加傾向にあるほか、経済的な理由で育児休暇取得後に短時間勤務を利用しなかったなど、希望どおりの働き方が叶わない母親が増加傾向にあることから、経済的支援について十分な検討を行う必要があります。

■ 地域におけるこども・子育て支援体制について

- ✓ 少子化や核家族化の進展により、こども同士又はこどもと世代の異なる若者・高齢者などとのつながりが薄れつつあり、こどもの社会性や豊かな人間性を育む機会の減少が懸念されることから、地域の中で、こどもが同世代や多様な世代と関わることのできる体制を整備していく必要があります。
- ✓ 転入世帯やひとり親世帯に、千歳市や地域の子育て支援の情報が十分に伝わっておらず、適切な利用につながっていない可能性があることから、効果的な情報発信方法を検討する必要があります。

■ 配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援体制について

- ✓ 児童虐待を早期発見・早期解決するため、様々な分野の関係機関が連携し、相談・支援体制を充実させる必要があります。
- ✓ 障がいなど特別な支援を必要とするこどもの人数は増加傾向にあることから、乳幼児期から学童期にかけて一環した支援体制を充実させる必要があります。

第 4 章 計画の基本理念と目標

第4章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

こどもは、将来の千歳市を担う大切な宝であり、こどもの幸せは市民全体の願いです。また、こども基本法では「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指しており、千歳市においても、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、千歳市にふさわしい施策を展開し、こどもや子育て家庭へ必要な支援を提供する必要があります。

このことから、本計画では、「全てのこどもが輝き、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるまち」を基本理念に、「こどもへの視点」、「子育て家庭への視点」、「地域社会への視点」、「配慮が必要なこども・家庭への視点」の4つの基本的な視点を掲げます。

**全てのこどもが輝き、
子育て家庭が子育ての喜びを実感できるまち**

2 基本的な視点

視点1：こどもが自分らしく健やかに成長するため切れ目なく支える視点

こども施策の推進に当たっては、千歳市の将来を担うこどもの権利を保障し、意見が尊重され、「こどもにとって最善の利益を第一」に考えていくことが重要です。

こどもの適切な養育環境や安心・安全な生活が確保され、自分らしく健やかに成長できるよう、乳幼児期からこどもの成長の段階に応じて、まち全体で支えていきます。

視点2：こどもを産み育てることに安心と喜びを実感できるよう切れ目なく支える視点

こどもを産み育てることは、出産・育児や家計の負担、仕事との両立など、さまざまな不安や心配事があります。

保護者が健康でゆとりをもって子育てができ、喜びを実感できるよう妊娠前から妊娠期、出産期、子育て期にかけて切れ目ない支援を行い、「このまちで子育てしたい」と思える子育て環境の整備を推進します。

視点3：こどもと子育て家庭を地域で支える視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、こどもが地域との交流から多様な経験を得ることや、保護者が祖父母などから子育ての援助を受けられる機会が少ない状況にあります。また、千歳市は市民の転出入が多いという地域特性があり、身近に相談できる相手がないことにより子育てに孤立感を感じることも懸念されます。

こどもは、まちの将来を担う大切な存在であることを地域全体で認識し、「こどもや子育て家庭に寄り添ったあたたかい地域環境」を推進し、地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくりを目指します。

視点4：こどもが等しく将来に希望を持てるように支える視点

全てのこどもは、その権利が保障されるものであり、虐待やいじめ、体罰などによる権利の侵害からこどもを守るほか、こどもの成長が生まれ育った家庭環境や成育環境、国籍の違いなどに左右されることがないように、適切な支援や合理的配慮を行うことが重要です。

こども・子育てに携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもや子育て家庭の声にしっかりと耳を傾け、「全てのこどもが将来に希望を持てる」まちづくりを目指します。

こども・子育てビジョン(基本的な視点)

《視点1》 こどもへの 視点

**こどもが自分らしく健やかに成長
するため切れ目なく支える視点**
こどもの安心・安全が確保され、
健やかに成長できる
まちづくりを目指します。

《視点2》 子育て家庭への 視点

**こどもを産み育てることに
安心と喜びを実感できるよう
切れ目なく支える視点**
ゆとりをもって子育てができ、
「このまちで子育てがしたい」と思える
子育て環境の整備を目指します。

こども・子育て 4つの視点

《視点3》 地域社会への 視点

**こどもと子育て家庭を
地域で支える視点**
こどもは、まちの将来を担う大切な存在である
ことを地域全体で認識し、地域全体でこどもと
子育て家庭を支えるまちづくりを目指します。

《視点4》 配慮が必要なこ ども・家庭への 視点

**こどもが等しく将来に
希望を持てるように支える視点**
関係者が、こどもの権利を理解し、
「全てのこどもが将来に希望を持てる」
まちづくりを目指します。

3 基本目標

基本的な視点で掲げた4つのビジョンを踏まえ、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1

ライフステージにあわせて、 こどもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり

こどもが、乳幼児期から学童期、思春期を経て青年期を迎えるまでの各成長段階において、必要な支援が途切れることなく、こどもの健やかな成長を支え、全てのこどもが主体的に自分らしく幸福感を持ちながら生活を送ることができるように、学校・家庭・地域などとの一体的な取組を推進します。

基本目標2

安心・安全にこどもを産み育てられる環境づくり

保護者にとっての「子育て」とは、こどもが産まれる前から始まっており、産まれたこどもが、おとなになるまで続くものであることから、身近な場所で子育て支援を受けながら、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立で悩んだりすることがなく、ゆとりを持って、こどもと向き合えるように、こどものライフステージを通じて、切れ目のないきめ細やかな取組を推進します。

基本目標3

こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり

こどもの安全を守り、子育て家庭が安心して気兼ねなく地域とつながりを持てる環境を整えるほか、地域全体でこどもや子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。

基本目標4

さまざまな環境や事情を抱えるこどもと子育て家庭を支える環境づくり

さまざまな困難な環境に置かれているこどもや子育て家庭の状況に応じて、適切な支援を受けられるよう、教育・福祉・地域・関係機関（団体）などさまざまな分野が連携し、こどもが健やかに成長できる養育環境の確保や相談・支援体制の充実を推進します。

4 施策の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全ての子どもが輝き、子育て家庭が子育ての喜びを実感できるまち</p>	<p>視点：1 子どもが自分らしく健やかに成長するため切れ目なく支える視点</p>	<p>1 ライフステージにあわせて、子どもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の教育環境等の充実 (2) こどもの心身の健康づくりの支援の充実 (3) こどもの居場所、体験機会の充実 (4) 学校・家庭・地域が一体で子どもを育てる体制の充実 (5) こどもの権利を守るための環境づくり (6) 若者の可能性の伸展を後押しする体制の充実
	<p>視点：2 子どもを産み育てることに安心と喜びを実感できるよう切れ目なく支える視点</p>	<p>2 安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育環境の充実 (2) 子育て支援サービスの充実 (3) 母子ともに健康診査や医療を受けやすい体制の充実 (4) 仕事と子育ての両立を支援する環境づくり (5) 全ての子育て家庭への経済的支援の充実 (6) 安全で子育てしやすい生活環境の整備
	<p>視点：3 子どもと子育て家庭を地域で支える視点</p>	<p>3 子どもと子育て家庭を地域で支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出産・子育てを地域で応援する環境づくり (2) 地域での連携・世代間交流・情報発信の充実 (3) 子どもと子育て家庭を地域で支える環境づくり
	<p>視点：4 子どもが等しく将来に希望を持てるように支える視点</p>	<p>4 さまざまな環境や事情を抱える子どもと家庭を支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実 (3) ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実 (4) 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

第 5 章 対象・分野別の支援施策の展開

第5章 対象・分野別の支援施策の展開

基本目標 1 ライフステージにあわせて、こどもがいきいきと、健やかに成長できる環境づくり



基本施策	具体的施策	掲載頁	所管課
(1)学校の教育環境等の充実	① 個性を活かし能力を育む教育の推進	50	学校教育課（教委）
	② 情報化や国際化に対応した教育の推進	50	学校教育課（教委）
	③ 心の教育の推進	50	学校教育課（教委）
	④ 地域とともにある学校づくりの推進	50	学校教育課（教委）
	⑤ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進	51	こども政策課・学校教育課（教委）
	⑥ 小学校男女共同参画学習の推進	51	市民生活課
(2)こどもの心身の健康づくりの支援の充実	① スポーツ活動の推進	51	スポーツ振興課
	② 食育の推進	51	健康づくり課・母子保健課・認定こども園
	③ 性に関する健康教育の推進	51	母子保健課
	④ 性教育の推進	51	学校教育課（教委）
	⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	51	学校教育課（教委）
	⑥ こころの健康の推進	52	健康づくり課
(3)こどもの居場所、体験機会の充実	① 青少年の多様な体験活動機会の充実	52	生涯学習課（教委）
	② 学童クラブ事業の推進	52	子育て総合支援センター
	③ 児童館事業の推進	52	子育て総合支援センター
	④ 「ランドセル来館」事業の推進	52	子育て総合支援センター
	⑤ 「放課後子ども教室」の推進	52	生涯学習課（教委）
	⑥ 「中高生タイム」の推進	52	子育て総合支援センター
	⑦ 学校体育施設の活用	52	スポーツ振興課
	⑧ こども食堂応援事業の推進	53	こども家庭課
(4)学校・家庭・地域が一体でこどもを育てる体制の充実	① 家庭教育に関する多様な学習機会の提供	53	生涯学習課（教委）
	② 子育て出前講座の開催	53	母子保健課・こども家庭課・子育て総合支援センターほか
	③ 地域学校協働活動推進事業の実施	53	生涯学習課（教委）
	④ こどもを取り巻く有害環境対策の推進	53	青少年課（教委）
	⑤ 読書環境の整備	53	文化施設課（教委）
(5)こどもの権利を守るための環境づくり	① こどもの権利を守るための環境づくり	54	市民生活課
(6)若者の可能性の伸展を後押しする体制の充実	① 若年者向け就労支援の実施	54	商業労働課
	② 若者の自殺予防対策の推進	54	健康づくり課
	③ 奨学金制度の充実	54	企画総務課（教委）

(1) 学校の教育環境等の充実

① 個性を活かし能力を育む教育の推進

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらの活用に当たって必要な思考力、判断力、表現力、そのほかの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個人の価値を尊重しながら自主・自立の精神を育む教育を推進します。

② 情報化や国際化に対応した教育の推進

情報活用能力の向上のため、様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、公立千歳科学技術大学と連携し、eラーニングシステムを活用した家庭学習（eカレッジ）の普及やプログラミング学習の充実のための取組を進めます。また、国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史や文化・伝統とともに、諸外国の文化、習慣などについて理解を深めるほか、異なる文化や生活習慣を持つ人と協調して生きていく態度を培うため、総合的な学習の時間などにおける外国の文化や生活に触れる取組に加え、姉妹都市アンカレジ市のサンドレイク小学校やミアーズ中学校との相互訪問交流を支援し、国際理解教育の充実を図ります。

③ 心の教育の推進

学校が、家庭や地域と連携し、「道徳科」の授業公開や人権擁護委員などによる人権教室の開催、地域の人材などによる体験を生かした指導過程の工夫などにより、規範意識や生命尊重、思いやりの心を育むとともに、社会性や人間性を育む道徳教育の充実を図ります。

④ 地域とともにある学校づくりの推進

学校と地域がパートナーとして連携・協働して取組を進めていくためには、学校と地域住民が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要であることから、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進し、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。

⑤ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

小学校において、1年生の学級で入学後の落ち着かない状態がいつまでも続く、いわゆる「小1プロブレム」の問題に対応するため、小学校教諭と保育教諭などとの懇談会や見学会の開催など、こどもの成長に関する情報を共有し、指導のあり方についての共通理解を深めるほか、教育・保育施設に通うこどもが小学校を見学するなど、未就学のこどもと小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるなど、連続性のある教育活動の充実を図ります。

⑥ 小学校男女共同参画学習の推進

男女共同参画学習資料を標語コンクールの募集時に配布することにより、効果的に意識啓発を図ることができるため、今後も継続して実施します。

(2) こどもの心身の健康づくりの支援の充実

① スポーツ活動の推進

指導者や団体の育成に努めるとともに、各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催することにより、こどもから大人まで楽しめるスポーツ活動を推進します。

② 食育の推進

食育に関する知識の習得や活動への関心を高めるため、ライフステージごとに関係機関と連携協力し、幼児や小学生を対象にした調理体験教室、食農体験、食育パネル展や講演会などを実施します。

③ 性に関する健康教育の推進

思春期の健康の保持増進に向け、学校と連携した体制の下、今後も出前講座や健康教育を実施し、予期しない妊娠や性感染症、生活習慣予防についての健康教育や肥満に関する普及啓発を実施します。

④ 性教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

児童生徒が薬物被害等に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携して薬物乱用防止教室を開催することなどにより薬物乱用防止教育を進めます。

⑥ こころの健康の推進

相談することは恥ずかしくないこと、安心・安全な相談先を知っておくこと、また、困った人を見かけた際に情報提供ができるよう、携帯用相談先一覧カードやリーフレットを千歳市内の中学校や高校・大学などへ配布します。

(3) こどもの居場所、体験機会の充実

① 青少年の多様な体験活動機会の充実

放課後や週末を活用し、学校区単位での体験活動などを展開するとともに、地域でのこどもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

② 学童クラブ事業の推進

令和3年度から学童クラブ事業の運営を民間事業者へ委託しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の授業終了後の適切な遊び及び生活の場として質的向上を図るほか、学童クラブの需要が増加した場合は受入体制の拡充について検討します。

③ 児童館事業の推進

令和3年度から児童館事業の運営を民間事業者へ委託しており、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行います。

④ 「ランドセル来館」事業の推進

令和3年度からランドセル来館事業の運営を民間事業者へ委託しており、小学生の放課後の居場所として質的向上を図るほか、必要に応じて受入体制の拡充について検討します。

⑤ 「放課後子ども教室」の推進

児童館未設置校を対象に、児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことで次世代を担う人材を育成することを目的とし、学習や文化体験活動、学年や世代を超えた交流など、様々な体験・活動プログラムを提供します。

⑥ 「中高生タイム」の推進

児童館は中高生も気軽に利用することができる施設であることから、児童館が中高生の居場所の選択肢の一つとなるよう、啓発に努めます。

⑦ 学校体育施設の活用

学校体育施設は地域の共通財産という考え方に立って開放し、市民が気軽に利用しやすい効率的な管理運営に努めます。

⑧ こども食堂応援事業の推進

「こども食堂ネットワーク会議」を開催し、こども食堂運営者や、こども食堂への支援者などと情報交換するとともに、こども食堂に関する様々な情報提供をはじめ、企業・団体・個人から寄付の申し出があった際の運営者との連絡調整、こども食堂の開催場所としてコミュニティセンター利用について調整するなどの支援に努めます。

併せて、地域のこどもたちがこども食堂を利用できるよう、こども食堂の新規開設に向けた相談支援に努めます。

(4) 学校・家庭・地域が一体でこどもを育てる体制の充実

① 家庭教育に関する多様な学習機会の提供

これから親になる世代や保護者を対象に学習機会を提供し、子育てに関わる家庭教育支援を図ります。また、保護者のほか、地域住民などの幅広い世代に対して家庭教育の理解を促進する学習機会を提供し、家庭教育を支える意識の向上に努めます。

② 子育て出前講座の開催

子育てに関する自主的な学習活動を促進するため、子育て支援センターや庁内の関係部局が実施する各出前講座内容の工夫に努めることで、家庭や地域の教育力向上を図ります。

③ 地域学校協働活動推進事業の実施

学校、地域、家庭が連携し、学校を核に地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域住民が授業支援や環境整備支援など、学校のニーズと地域の実情に応じた学校運営の支援を実施します。また、支援対象校の要請に応じ、放課後などにおける学習や体験、交流活動などに関するプログラムを実施し、児童生徒に多様な学習機会を提供します。

④ こどもを取り巻く有害環境対策の推進

関係機関等と連携して、有害図書などの巡回調査・指導を継続し、有害環境対策の推進を図ります。また、児童生徒のネットトラブルを未然に防止するため、インターネットの健全な利用について啓発を図るとともに、ネットコミュニケーションを見守る取組を推進します。

⑤ 読書環境の整備

「千歳市子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書手帳の配布やブックスタート事業などの実施により、親子が様々な場や機会を通じて読書に親しみ、楽しめる環境づくりや親子読書の啓発に努めます。

(5) こどもの権利を守るための環境づくり

① こどもの権利を守るための環境づくり

次代を担うこどもが、自らの命の大切さや尊さに気づき、他人への思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が講師となって、ビデオや絵本などの教材を活用しながら、いじめなどの人権問題について考える機会を作る「人権教室」に取り組みます。また、花の種子や球根などを協力して育てることによって生命の尊さを実感しながら、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心が育まれるように、人権擁護委員が小中学校を訪問して「人権の花運動」を実施します。

(6) 若者の可能性の伸展を後押しする体制の充実

① 若年者向け就労支援の実施

学生などを含む若年者に対し、職業観の醸成や就労意識の形成・向上を促し、将来の選択肢を広げるための支援を実施します。

② 若者の自殺予防対策の推進

学生から社会人になり様々な体験に遭遇している年代に対し、「こころの健康チェック票」を配布し、自身のこころの健康状態に気づきを促し、必要に応じて個別でのサポートを実施するなど、自殺予防の啓発に努めます。

③ 奨学金制度の充実

向学心があり、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒、学生を支援するため、奨学金を交付し、等しく教育を受ける機会の確保に努めます。

基本目標 2 安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくり



基本施策	具体的施策		掲載頁	所管課
(1)教育・保育環境の充実	①	特定教育・保育施設の充実	57	子ども政策課
	②	認定子ども園への移行推進	57	子ども政策課
	③	認可外保育施設の保育の質の確保	57	子ども政策課
	④	市立認可外保育所の運営	57	子ども政策課
	⑤	保育士等確保方策の推進	57	子ども政策課
	⑥	教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施	58	子ども政策課
	⑦	教育・保育施設における ICT 化の推進	58	子ども政策課
	⑧	安心・安全な保育環境の整備	58	子ども政策課
(2)子育て支援サービスの充実	①	地域子育て支援拠点事業の充実	58	子育て総合支援センター
	②	一時預かり事業の充実	59	子ども政策課
	③	ファミリー・サポート・センター事業の推進	59	子ども政策課
	④	緊急サポートネットワーク事業の充実	59	子ども政策課
	⑤	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進	59	子ども政策課
	⑥	ちとせ子育て特典カード事業の推進	59	子ども政策課
	⑦	産後ケア事業の充実	59	母子保健課
	⑧	新生児・産婦訪問事業の充実	60	母子保健課
	⑨	5歳児相談の実施	60	母子保健課
	⑩	妊婦・子どもネッポラの充実	60	母子保健課
	⑪	養育支援訪問など育児支援の充実	60	母子保健課
	⑫	「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進	60	子育て総合支援センター
	⑬	「ままサポート(訪問型子育て支援)」の推進	60	子育て総合支援センター
	⑭	ちとせ出産子育て応援事業の実施	61	母子保健課
	⑮	乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)の実施	61	子ども政策課
(3)母子ともに健康診査や医療を受けやすい体制の充実	①	妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実	61	母子保健課
	②	助産施設制度の実施	61	子ども家庭課
	③	乳幼児健康診査事業と事後支援の充実	62	母子保健課
	④	妊産婦・乳幼児の栄養相談・健康教育の充実	62	母子保健課
	⑤	むし歯予防対策の推進	62	母子保健課・学校教育課(教委)
	⑥	健康診査(さわやか健診・子宮頸がん検診・乳がん検診)事業の充実	62	市民健康課
	⑦	救急医療体制の充実	63	救急医療課・健康づくり課
	⑧	予防接種事業の充実	63	母子保健課
	⑨	子ども医療費助成事業の実施	63	国保医療課
	⑩	1か月児健康診査の費用助成の実施	63	母子保健課

基本施策	具体的施策		掲載頁	所管課
	⑪	新生児聴覚検査の費用助成の実施	64	母子保健課
	⑫	妊婦歯科健康診査の費用助成の実施	64	母子保健課
	⑬	初回産科受診料の費用助成の実施	64	母子保健課
(4)仕事と子育ての両立を支援する環境づくり	①	延長保育事業の実施	64	こども政策課
	②	病児・病後児保育事業の充実	64	こども政策課
	③	休日保育事業の充実	64	こども政策課
	④	夜間保育所への支援	65	こども政策課
	⑤	事業所内保育所への支援	65	こども政策課
	⑥	仕事と子育ての両立支援に関する情報提供	65	こども政策課・商業労働課
	⑦	男女共同参画社会の推進	65	市民生活課
	⑧	男性の育児参加の促進	65	市民生活課・こども政策課・子育て総合支援センター
(5)全ての子育て家庭への経済的支援の充実	①	児童手当制度の実施	66	こども家庭課
	②	特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減	66	こども政策課
	③	幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施	66	こども政策課
	④	特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施	66	こども政策課
	⑤	乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施	66	こども家庭課
	⑥	不妊治療費（先進医療）・不育症治療費の費用助成の実施	66	母子保健課
	⑦	教育・保育施設における使用済みおむつ処分の推進	67	こども政策課
(6)安全で子育てしやすい生活環境の整備	①	公営住宅の整備	67	市営住宅課
	②	住宅情報の提供	67	建築政策課
	③	シックハウス対策の推進	67	建築政策課・建築課
	④	子育てにやさしい施設の充実	67	こども政策課
	⑤	子育てバリアフリーの推進	67	建築政策課・建築課
	⑥	安全な道路交通環境の整備	68	道路管理課・道路建設課・こども政策課
	⑦	公園の整備	68	都市整備課
	⑧	子育て世帯向けの屋内施設の充実	68	こども政策課

(1) 教育・保育環境の充実

① 特定教育・保育施設の充実

千歳市の保育ニーズは、女性の就業率の上昇などにより、依然として増加傾向にあることから、既存の特定教育・保育施設や地域型保育事業所において計画的に保育定員の確保を図るとともに、幼稚園の認定こども園への移行などにより、2号認定・3号認定こどもの定員枠の拡大を図ります。また、長期的な保育ニーズの見通しを勘案した上で、新たな認定こども園の整備が必要と判断した場合には、民間事業者に対して、国の施設整備に関する補助事業を活用した財政支援を行うことも検討します。

② 認定こども園への移行推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供を図るほか、増加傾向が続いている保育ニーズに対応するため、今後も保育所及び幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

③ 認可外保育施設の保育の質の確保

認可外保育施設に対しては、北海道と連携して、引き続き、保育の質の確保・向上に努めます。

④ 市立認可外保育所の運営

千歳市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間など教育・保育施設などとは異なる内容により実施していることから、今後も保護者や地域の意向を尊重しながら運営することを基本とし、地域の保育ニーズの変化に伴い、市立認可外保育所としてのあり方について検討します。

⑤ 保育士等確保方策の推進

無料職業紹介所として令和2年10月に開設した千歳市保育士就職相談窓口「ちーマインダー」を通じ、令和5年度までに延べ68人が千歳市内の教育・保育施設に就職しており、着実に成果を上げています。引き続き、就労希望者と千歳市内の教育・保育施設との丁寧なマッチングに努めます。また、保育所などに通っていない満3歳未満のこどもへの支援を強化するための国の給付制度（こども誰でも通園制度）が令和8年度に新たに創設されることから、より一層、保育士確保を推進していく必要があるため、令和3年度から実施している「保育士リクルートバスツアー」の実施回数の拡充や令和5年度に千歳市に開校した小田原短期大学保育学科通信教育課程「千歳スクール」と連携した取組を進めるほか、国の補助事業を活用した新たな確保方策についても検討します。

⑥ 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施

教育・保育従事者や子育て支援に関わる方々を対象とした講演会形式での研修を開催するほか、個々の関心に合わせて幅広い単元の中から講座を選択可能なオンライン研修も併せて実施することで、教育・保育に対する資質向上を図るための機会を広く提供していきます。また、恵庭市との連携推進の一環として、保育士などを対象とした研修の参加・情報共有を行っており、引き続き、保育士などの資質向上に効果的な取組を推進します。

⑦ 教育・保育施設におけるICT化の推進

国では、認定こども園などの子育て関連施設の事務負担の軽減を図るため、子ども・子育て分野におけるICT化を推進しています。

千歳市では、民間の認定こども園などが、保育士の業務負担軽減を図るため、保育業務に係るICTシステムの導入費用に対して、国の補助事業を活用した財政支援を行うなど、千歳市内の教育・保育施設における業務のICT化を推進します。

⑧ 安心・安全な保育環境の整備

安心・安全な保育環境の提供の観点においては、近年は特に夏季の猛暑の影響による事故が全国で発生しており、留意する必要があります。

千歳市の教育・保育施設では、夏季の熱中症対策として効果的な冷房設備が未整備の施設が複数あったことから、各施設が冷房設備を整備する際の費用に対して財政支援を行うことで、保育室や遊戯室など、こどもが特に利用する居室については、千歳市内の全ての施設で冷房設備が整備されました。また、令和4年9月に静岡県で発生した送迎用バスでの園児置き去り事故を受け、令和5年4月から送迎用バス安全装置の設置が義務化されたことから、千歳市内で送迎用バスを運行する教育・保育施設が安全装置を設置する際の費用に対して財政支援を行い、安心・安全な保育環境を整備しました。

引き続き、安心・安全な保育環境の整備を推進します。

(2) 子育て支援サービスの充実

① 地域子育て支援拠点事業の充実

地域における子育て機能の低下や子育ての孤立感・不安感の解消を図るため、地域子育て支援拠点である子育て支援センター（3ヶ所）において、子育て中の親子の交流等を促進し、こどもの健やかな育ちを支援するほか、児童館（9ヶ所）で連携型地域子育て支援拠点事業を実施し、身近な地域での子育て支援の充実を図ります。また、平日に子育て支援センターを利用できない方のために、土曜日や休日開館日（日曜日）における事業の拡充を検討するほか、父親向けの行事の充実を図るなど、利用ニーズに合わせた支援を展開します。

② 一時預かり事業の充実

保護者の就労や入院、出産、育児疲れの解消など、緊急・一時的な保育を必要とするニーズに応えるため、引き続き、認定こども園で実施する一時預かり事業（一般型）のほか、1号認定こどもの一時預かり事業（幼稚園型）の実施を継続します。また、地域のより身近な場所で安心してこどもを預けられるよう、実施施設数のさらなる拡充を推進します。

③ ファミリー・サポート・センター事業の推進

一時預かり保育や学童クラブなどでカバーしきれないケースに応じたサービスとして、広く活用されていることから、今後も提供会員の拡大や子育て支援センターなどでの受付、ひとり親家庭への利用料の軽減の検討など、利便性の向上に努めます。

④ 緊急サポートネットワーク事業の充実

こどもの発病で認定こども園などに預けられない時や保護者の急な出張など、緊急時の宿泊の預かりにも対応しています。引き続き、提供会員の拡大や緊急対応としての専門的な研修の充実に努めます。

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の推進

家庭児童相談業務や関係機関との連携の中で、育児疲れや保護者の病気、就労などにより一時的にこどもの養育が困難となった家庭にショートステイの活用を勧めるほか、広報活動による事業の普及を図ります。

⑥ ちとせ子育て特典カード事業の推進

千歳市内の店舗や施設の協力を得て、子育て家庭や妊婦のいる世帯に対して商品割引などの特典サービスを提供することにより、地域全体で子育てを応援していく機運の醸成を図っており、引き続き、新規出店などの情報収集を行い、協賛店舗数の増加に努めます。

⑦ 産後ケア事業の充実

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

現在、産後ケア事業においては、デイサービス型と訪問型を実施しており、デイサービス型は生後4か月未満、訪問型は生後1歳未満までを対象とし、千歳市内の助産院などでケアを実施しています。産後の母子への支援拡充により、より安心して子育てができるよう、デイサービス型の対象年齢の拡充や産後ケア事業所の増加、宿泊型の実施に向けた検討など、産後ケアが必要な方がより利用しやすい体制整備を実施します。

⑧ 新生児・産婦訪問事業の充実

助産師や保健師が4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中から産後にかけての不安の解消を図るため、継続した支援に取り組みます。

⑨ 5歳児相談の実施

3歳児健診以降は就学前まで健診の機会がないため、心身や社会性の発達の確認の場として、今後も事業を継続し、相談体制の充実を図っていきます。

⑩ 妊婦・こどもネウボラの充実

こども家庭センター（母子保健機能）の相談支援として、妊娠期から子育て期において、健全な心身を育み、安全で安心して過ごせるよう、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を行います。また、利用者のニーズに合った相談の機会を確保するため、こども家庭センター（児童福祉機能）と一体で対応に当たることにより、切れ目のない子育て世代の支援に努めます。

⑪ 養育支援訪問など育児支援の充実

養育が困難である家庭に対して、今後も医療機関やこども家庭相談室、認定こども園・幼稚園などの関係機関と連携して継続した支援を実施し、虐待の予防に努めます。

⑫ 「ちとせ子育てコンシェルジュ」事業の推進

今後も子育てに関する相談や、教育・保育施設や子育てに関する情報提供を行うコンシェルジュ事業の周知を図るとともに、子育て家庭が利用しやすい環境を整えるため、各児童館での相談日の設定など、コンシェルジュの支援の場の拡充などについて検討します。

⑬ 「まますサポート（訪問型子育て支援）」の推進

転入者が多く、身近に相談できる親族・知人などが少ない子育て家庭が多い地域特性があることから、今後も関係機関と連携し、子育てコンシェルジュが家庭を訪問する「まますサポート」事業の周知に努め、子育て家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、子育ての支援を行います。

⑭ ちとせ出産子育て応援事業の実施

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない伴走型支援の充実と、妊娠・出産時の経済負担を軽減する経済的支援を一体的に支援します。

専門職が妊娠・出産・子育てへの見通しを立てた面談を実施し、妊婦や子育て家庭の不安を軽減します。また、相談支援実施後、経済的支援として、妊娠届出をした妊婦の方（出産応援給付金）と出産したこどもを養育する方（子育て応援給付金）に、それぞれこども一人当たり5万円の給付をします。また、妊娠8か月頃には、相談のための問診票にて必要な情報提供や相談に応じます。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設されます。

本制度は令和8年度から全国の全ての自治体で実施されますが、アンケート調査の結果では、対象家庭（0歳6か月から満3歳未満で教育・保育施設に通っていないこどもがいる家庭）のうち、50%余りが利用を希望するなど、関心の高さが伺えたことから、希望する子育て家庭が全員利用できるように提供体制を確保します。

なお、本格実施前の令和7年度に限っては、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられることから、千歳市でも実際の利用ニーズや運営上の課題などを明らかとするため、令和7年度の早期における先行実施を念頭に体制整備に努めます。

(3) 母子ともに健康診査や医療を受けやすい体制の充実

① 妊婦健康診査・産婦健康診査事業の充実

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も継続した事業の実施に努めるとともに、費用助成の在り方について検討します。

産婦健康診査を実施することで、産後うつ病をはじめとする疾病などの早期発見や早期治療など、産後の初期段階における母子に対して早期の支援が可能になることから、実施医療機関との連携強化に努め、今後も効果的な事業の実施に努めます。

② 助産施設制度の実施

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が、市立千歳市民病院などの助産施設で助産を受けることにより、安心して出産できるよう、引き続き、関係機関との連携を図り、周知に努めます。

③ 乳幼児健康診査事業と事後支援の充実

各健診において、乳幼児の疾病や障がいなどの早期発見、発育や発達支援、育児に対する支援を行うほか、受診率の維持に努め、事後支援の充実を図ります。また、母子保健システムを活用し妊娠中から乳幼児期まで切れ目なく、総合的に支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要時には迅速に連絡会議や個別の相談を行っていきます。

④ 妊産婦・乳幼児の栄養相談・健康教育の充実

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児健診や妊婦・こどもネウボラなどにおける個別の栄養相談を充実します。また、食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関との連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

⑤ むし歯予防対策の推進

1歳6か月健診及び3歳児健診時に実施している歯科健診・歯科相談や未就学児を対象としたフッ化物塗布、小学校児童を対象に実施しているフッ化物洗口については、むし歯予防の取組として今後も継続して実施するとともに、むし歯予防に関する集団指導の内容については、定期的に見直し、より効果的な方法を検討します。また、今後も歯科保健対策会議による協力・連携体制の強化を図り、むし歯予防の推進に努めます。

⑥ 健康診査（さわやか健診・子宮頸がん検診・乳がん検診）事業の充実

今後も引き続き、健康診査を実施し子育て世代の健康づくりに努めます。

子宮頸がん・乳がん検診においては、国が示している「がん検診推進事業」などを活用しながら受診率の向上に努めます。

集団健診は、複数の健診を一度に受診できる体制とし受診者の利便性を図るとともに、女性のみ健診日の設定、忙しい子育て世代のための土日や早朝の健診日の設定、札幌市内までの無料巡回バスの設定などによる受診しやすい環境づくりに努めます。また、乳幼児健診を活用したチラシの配布、個別受診勧奨、健康教育、健康相談の実施などにより啓発活動を実施し、健康増進に向けた周知・啓発を継続していきます。

⑦ 救急医療体制の充実

小児一次救急については、内科系一次救急医療機関である休日夜間急病センターの内科医が、応急処置を行うほか、緊急性を判断し必要に応じて二次救急への引き継ぎを行っており、引き続き、休日夜間急病センターの安定的な運営に努めます。

小児二次救急についてはこれまで同様、市立千歳市民病院が受け入れを行うなど、救急医療体制の維持・充実に努めます。

24時間対応の電話による相談体制として「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」を継続して実施し、健康や病気などに関する不安の解消に努めます。

⑧ 予防接種事業の充実

赤ちゃん訪問時や乳幼児健診など様々な機会に予防接種について啓発するとともに、未接種者については個別通知によって接種勧奨を行っています。また、予防接種の種類や対象年齢などが変更されることがあり、対象者に周知もれないよう留意するとともに医療機関と連携し安全な接種に努めます。

⑨ 子ども医療費助成事業の実施

千歳市内の中学生以下のこどもに係る医療費について、現在、0歳から小学6年生までは、世帯の課税状況にかかわらず通院費・入院費の初診時一部負担金を除く全額助成を、中学生は世帯の課税・非課税の状況に応じた入院費の助成を行っており（生活保護世帯・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費を除く）、今後も子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るとともに、保護者の医療費自己負担の軽減を図るため、継続して医療費の助成を行います。

⑩ 1か月児健康診査の費用助成の実施

現在、実施している乳幼児健診に加え、新たに「1か月児健診」の費用助成を令和6年10月から実施します。対象は生後1か月頃の乳児（受診推奨期間：生後27日を超え、生後6週に達しない乳児）で、出生した医療機関又は小児科で個別健診として実施し、身体発育状況や栄養状態、養育環境などの確認を行います。

母子手帳交付時に受診票を交付し、北海道が定める「医療機関に委託して行う妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要領」に基づき、北海道全域の医療機関で使用することができるほか、道外の医療機関で1か月児健康診査を受けた場合は、償還払いとして助成（上限4,000円）を行います。

⑪ 新生児聴覚検査の費用助成の実施

先天性難聴の早期発見、早期療育を図るため、出生してから退院するまでの間に新生児聴覚検査の費用を助成します。

母子手帳交付時に受診票を交付し、北海道が定める「新生児聴覚検査実施要綱」に基づき、北海道全域の医療機関で使用することができるほか、道外の医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合は、償還払いとして助成（上限7,700円）を行います。

⑫ 妊婦歯科健康診査の費用助成の実施

妊娠中のむし歯や歯周病は、早産や低出生体重児のリスクが高くなり、妊娠中の口腔ケアが、産まれてくる乳幼児のむし歯のリスクを減らすことにもつながることから、妊婦の歯科健診受診を推進するため、妊娠中の歯科健診受診の費用を助成（1回）します。

⑬ 初回産科受診料の費用助成の実施

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、妊婦への必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成します。

住民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の妊婦で、医療機関と市との情報共有に同意する方を対象とし、償還払いで妊娠判定時の受診料を助成（上限10,000円）するとともに、必要時に医療機関などと連携し、保健師などによるサポートを行います。

（4）仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

① 延長保育事業の実施

就労する母親が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立のため、今後も利用ニーズが高まっていくことが想定されることから、引き続き、全施設での実施を継続していきます。

② 病児・病後児保育事業の充実

「こども未来戦略」において、「病児保育事業の拡充」が明記されたことも踏まえ、こどもの病気発症時、病気回復期に看護と保育サービスを一体で提供する病児・病後児保育を引き続き実施することにより、こどもが病気の際でも安心して働ける体制を確保します。

③ 休日保育事業の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、市独自の軽減策などによる休日保育事業の利用料の無償化を継続することで、引き続き、保護者負担の軽減を図ります。

④ 夜間保育所への支援

現行の実施施設は、教育・保育給付の対象になっていないことから、保護者の夜間保育のニーズも踏まえ、今後も市独自の補助事業を継続します。

⑤ 事業所内保育所への支援

自社の従業員のこども以外の地域のこどもの受け入れを行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域のこどもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き、補助を実施します。

⑥ 仕事と子育ての両立支援に関する情報提供

仕事と子育てが両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、両立支援に関する取組や各種助成制度等について、関係機関との連携による周知・啓発を引き続き実施していきます。また、こどもの急な病気で保育所に預けられない時や保護者の急な仕事の対応で保育所にこどもを迎えに行けなくなった時などに、一時的に利用可能な子育て支援事業が千歳市にはありますが、アンケート調査の結果から、これらの事業の認知度が低く利用が進んでいないことが伺えたため、令和6年10月に導入した「ちとせ子育てアプリ」と連携した情報発信を検討するなど、周知方法を工夫し、仕事と子育ての両立に資する情報が子育て家庭に広く届くよう努めます。

⑦ 男女共同参画社会の推進

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「第3次ちとせ男女共同参画推進プラン」に基づき、セミナーなどを開催します。

⑧ 男性の育児参加の促進

これから父親となる男性向けに、妊娠からこどもの小学校入学までの必要情報などをまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布するほか、新たな取組として、千歳市内の高校生から聴取した、育児休業を取得する男性に向けたメッセージを父子健康手帳と併せて配布することで、男性の育児休業の取得を後押しします。また、これから父親となる方も含めた父親の育児講座の開催や父親同士の交流イベントを実施するとともに、企業向けの講座などを開催し、子育てにやさしいまちづくりへの機運の醸成を図ります。

(5) 全ての子育て家庭への経済的支援の充実

① 児童手当制度の実施

高校修了前までの児童を養育する保護者などに対し、国が定める額により児童手当を支給しており、今後も国の制度改正などの動向を注視しながら、制度の周知や申請手続などの事務処理の円滑化に努めます。

② 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」により、3歳から5歳までの全てのこどもの利用料が無償となりましたが、3歳未満のこどもについては、住民税課税世帯のこどもは無償化の対象とならないことから、市民税の所得割額が16万9千円未満の世帯の第2子以降の利用料を無償としているほか、住民税非課税世帯のこどもの利用料を無償としており、今後も事業を継続し負担軽減に努めます。

③ 幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入事業の実施

就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業を実施します。

④ 特定教育・保育施設等が徴収する副食費の助成事業の実施

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、施設などに対して保護者が支払うべき給食費（副食費）を助成する事業を引き続き実施します。

⑤ 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満のこども1人につき有料ごみ袋（燃やせるごみ用袋20リットル）100枚を対象世帯に全戸配布しており、今後も子育て家庭への支援の一環として、配布方法の見直しを検討しながら、継続して事業を実施します。

⑥ 不妊治療費（先進医療）・不育症治療費の費用助成の実施

子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とし、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施されることがある「先進医療」に要する医療費と交通費の一部助成を実施します。

助成額は、医療費の10分の7の額（上限35,000円）を通算6回（又は3回）まで助成し、また、交通費は片道25kmを超える距離に対して、距離区分に応じた上限基準額の3分2を助成します。

⑦ 教育・保育施設における使用済みおむつ処分の推進

国において、保護者の使用済みおむつの持ち帰り負担軽減と保育士や保育教諭の業務負担軽減を図るため、使用済みおむつの施設での処理を推奨する方針を示したことから、千歳市でも各教育・保育施設の理解の下、千歳市内全ての施設で使用済みおむつの処分を施設内で行う体制を令和5年度中に整備しました。また、使用済みおむつの処分に要する費用を各施設に助成することで、子育て家庭の実費負担が原則生じないよう、経済的負担の軽減を図っており、引き続き取組を推進します。

(6) 安全で子育てしやすい生活環境の整備

① 公営住宅の整備

住宅のバリアフリー化や利便性向上に向けて計画的な修繕・改善などを実施するとともに、社会情勢や生活様式の変化など多様なニーズに対応するよう、令和4年度に「第2期千歳市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、住宅の個別改善などの実施を進めていきます。

② 住宅情報の提供

引き続き「住まいのコンシェルジュ」による住宅に関する相談対応及び「ちとせ住まいの情報サイト」による住まいに関する情報提供を継続して行います。

③ シックハウス対策の推進

民間建築物については、建築基準法の規制に基づき、引き続き、厳正な審査に努めます。また、公共建築物については建築基準法の規定に加え、独自基準を遵守し、建築することとします。

④ 子育てにやさしい施設の充実

より多くの子育て家庭が「子育てにやさしい施設」を利用できるよう、市ホームページや「ちとせ子育てアプリ」と連携した情報提供などに努めます。また、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を図るため、子育てにやさしい施設として登録いただけるよう千歳市内の事業者、店舗などに対する普及啓発に努めます。

⑤ 子育てバリアフリーの推進

法律や条例に基づき、こども・子育てに配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物の整備及び民間建築物への助言などを必要に応じ行っていきます。

⑥ 安全な道路交通環境の整備

今後も、こどもやこども連れの親子を含めた全ての歩行者が安全で快適に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道整備を進めるとともに、未就学児及び小中学生が日常的に移動する経路の交通安全対策のため、スクールゾーン及びその近隣におけるガードパイプなどの新規設置や破損箇所の修繕を行い、歩行者が安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。

⑦ 公園の整備

新たに配置される公園の整備や老朽化した遊具など公園施設の更新を行う際は、近隣の町内会や小学校へのアンケート調査を実施するなど、地域住民のニーズを反映し、こどもたちが分け隔てなく安全に安心して楽しむことができる魅力的な公園づくりに努めます。

⑧ 子育て世帯向けの屋内施設の充実

千歳市には、「サケのふるさと千歳水族館」や「道の駅サーモンパーク千歳」内の遊具エリアなど、屋内で親子が過ごせる施設が整備されていますが、アンケート調査の自由意見では、千歳市内に屋内遊び場の整備を求める声が数多く寄せられていることを踏まえ、将来のこどもの人口の見通しや財政負担を十分に勘案しつつ、効果的な整備手法について調査・研究を進めるほか、民間企業における屋内遊び場の整備を推進します。

なお、令和6年度からは、千歳市民が恵庭市の道の駅にある屋内遊び場えにわファミリーガーデン「りりあ」を利用する場合、市民割引が適用される「こどもの遊び場利用者支援事業」を開始し、屋内遊び場の確保を図っています。

基本目標3 こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり



基本施策	具体的施策		掲載頁	所管課
(1) 出産・子育てを地域で応援する環境づくり	①	「いいお産の日inちとせ」の実施	70	こども政策課・子育て総合支援センター
	②	ちとせ子育て特典カード事業の推進（再掲）	70	こども政策課
(2) 地域での連携・世代間交流・情報発信の充実	①	地域子育てサロンの支援	70	子育て総合支援センター
	②	「ランチデー・ランチタイム」の実施	70	子育て総合支援センター
	③	教育・保育施設における地域交流・世代間交流事業の推進	71	こども政策課
	④	子育てに関する総合情報発信の充実	71	こども政策課
	⑤	「児童館まつり」の実施	71	子育て総合支援センター
	⑥	「ちとせ子育てネットワーク」の拡充	71	子育て総合支援センター
	⑦	「企業連携ぶちゼミ」の開催	72	子育て総合支援センター
	⑧	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施	72	こども政策課
(3) こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり	①	こども食堂応援事業の推進（再掲）	72	こども家庭課
	②	交通安全教室の実施	72	市民生活課
	③	交通安全指導の実施	72	市民生活課
	④	千歳っ子見守り隊事業の実施	72	青少年課（教委）
	⑤	緊急避難所「子ども110番の家」登録事業の実施	73	青少年課（教委）
	⑥	青少年指導センターの運営	73	青少年課（教委）

(1) 出産・子育てを地域で応援する環境づくり

① 「いいお産の日inちとせ」の実施

千歳市では、毎年11月3日に、みんなで「お産」や「子育て」について考え、これから子どもを産み育てたいと考えている方や、妊娠中、子育て中の方を地域で応援するイベント「いいお産の日inちとせ」を開催しています。

参加者が楽しみながら、子育ての孤立感や不安感の軽減につながるように、お子さん向けコーナーの設置や子育てコンシェルジュや保健師などによる情報提供や育児相談のブース設置など、引き続き内容の充実に努めます。また、イベントの開催に併せて、子育て応援メッセージを広い世代から募集し、パネルで掲示するなど、地域全体で子育てを応援していく機運の醸成を図るための取組を進めていきます。

② ちとせ子育て特典カード事業の推進（再掲）

※59ページの再掲

(2) 地域での連携・世代間交流・情報発信の充実

① 地域子育てサロンの支援

引き続き、各地域の子育て支援者や関係機関との協力体制の整備を進め、民生委員児童委員を中心とする市民団体などが、子育て中の親子が気軽に集える地域子育てサロンを開催する際のサポート体制を構築していきます。

② 「ランチデー・ランチタイム」の実施

親子や子育てサークルなどが、子育て支援センターや児童館でお弁当を食べながら交流する「ランチデー・ランチタイム」を活用してもらえよう、子育て支援センターや児童館の利用者に対して周知を図っていきます。

③ 教育・保育施設における地域交流・世代間交流事業の推進

認定こども園や認可保育所などを活用して地域での交流の機会を提供し、家庭や地域の子育て力のさらなる向上とともに、家庭と地域を結び付ける取組を促進します。また、中学生の職場体験（保育体験）として、認定こども園などに通い、乳幼児とふれあう機会を提供しており、引き続き取組を継続します。

千歳市内の大学生から「地域のこども達と若者の世代間交流について」をテーマに意見を聴取した結果、「地域の団体との繋がりを持ち交流する機会を得ることが必要」との意見があったことを踏まえ、千歳市社会福祉協議会が実施する「若者・働く世代向けボランティア体験講座」における教育・保育施設でのボランティア体験を推進することとし、千歳市内の教育・保育施設へ受入施設の登録を呼びかけていくほか、千歳市内の大学生などにボランティア体験の機会があることについて積極的に情報提供していくことで、世代間交流の推進に努めていきます。

④ 子育てに関する総合情報発信の充実

市民活動団体「そらまちネットちとせ」と協働で実施している「子育てするなら、千歳市」プロモーション事業では、SNSを活用した情報発信を強化しており、子育て家庭のニーズも高いことから、引き続き、効果的な発信方法を団体と企画していくほか、令和2年度に作成した「子育てするなら、千歳市」PR動画について、最新の情報が反映されていない部分もあることから、当該団体と協働で千歳市の魅力や子育て支援の取組が伝わりやすく、見ていて楽しい内容に一新します。

「千歳市子育てガイド」については、「千歳市での子育ては、この1冊があれば安心」をコンセプトに、「見やすさ」、「使いやすさ」に配慮したガイドブックとなるよう、内容の充実を図るほか、令和6年度からは新たに電子版リーフレットの配布も開始しており、引き続き、子育て家庭の視点に立った作成に努めます。また、新たな情報発信の手法として、「ちとせ子育てアプリ」との連携により、子育て支援施設、千歳市内の教育・保育施設、医療機関などの子育て家庭の興味・関心が高い情報を一元化することで、子育て家庭の利便性向上を図ります。

⑤ 「児童館まつり」の実施

こどもが児童館の運営に携わる機会として、また、地域住民と直接交流できる機会として、児童館まつりの開催を継続します。

⑥ 「ちとせ子育てネットワーク」の拡充

地域の子育てに関わる機関・団体で構成する「ちとせ子育てネットワーク」において、子育て支援に関する交流会や学習会を開催することで、地域全体の子育て支援の充実を図っています。今後も、子育てに関わる市民団体などに積極的に参加を呼びかけて、相互につながるきっかけづくりを進めます。

⑦ 「企業連携ぷちゼミ」の開催

千歳市内の企業や団体などが持つ知識や技術などを子育て家庭に伝えるイベントなどを開催することを通して、社会全体で子育て支援を行う機運を高めるとともに、今後も引き続き連携企業の拡大を図るための周知活動に努めます。

⑧ 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の実施

転入してきた子育て家庭を子育て支援施設や事業の利用につなげ、また、知人・友人づくりの機会を提供することにより、保護者の不安感や孤独感を和らげることを目的として実施しており、交流ツアー参加者の満足度は100%（令和6年度）となっています。

アンケート調査の結果では、就学前のこどもがいる世帯のうち、居住年数5年未満の転入間もない子育て家庭において、こどもの子育てに関して「身近に相談できるところがない」と答えた世帯が居住年数5年以上の世帯よりも多く、子育てに不安を感じていることが伺えることから、今後も引き続き交流ツアーを継続して不安感や孤独感の解消に努めます。

(3) こどもと子育て家庭を地域で支える環境づくり

① こども食堂応援事業の推進（再掲）

※53ページの再掲

② 交通安全教室の実施

幼児及び児童を対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全フェアなどのイベントを通して交通事故防止の啓発活動に取り組みます。また、警察・学校などと連携し、北海道自転車条例による自転車用ヘルメット着用（努力義務）の周知や中高生を対象とした自転車走行ルールを習得するための指導に努めます。

③ 交通安全指導の実施

交通指導員などを配置し、四季の交通安全運動期間の活動に加え、小学校や地域と連携しながら、各年齢層に応じた交通安全意識の向上や交通ルールなどを習得する指導・啓発を行い、交通事故防止の徹底を図ります。

④ 千歳っ子見守り隊事業の実施

学校、家庭及び地域が連携して、地域全体でこどもを見守る「千歳っ子見守り隊」を継続し、登下校時の見守り活動を通じて通学路での児童生徒の安全を図ります。

⑤ 緊急避難所「子ども110番の家」登録事業の実施

各小学校区内における登録家庭などを把握し、児童生徒に周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の確保を図ります。

⑥ 青少年指導センターの運営

引き続き、専門指導員を配置し、巡回指導を通じて児童生徒など青少年の問題行動の未然防止に努めるとともに、関係機関・団体、ボランティアなどとの連携を図りながら、青少年の健全育成への取組を推進します。

基本目標 4 さまざまな環境や事情を抱える子どもと家庭を支える環境づくり



基本施策	具体的施策		掲載頁	所管課
(1)児童虐待防止対策の充実	①	「こども家庭センター」の運用	76	こども家庭課
	②	「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携	76	こども家庭課
	③	「おやおや安心サポートシステム」の推進	76	こども家庭課
	④	「子育てスキルアップ講座」の実施	76	こども家庭課
	⑤	訪問支援員派遣による児童虐待防止の推進	76	こども家庭課
	⑥	虐待予防母子保健の充実	76	母子保健課
	⑦	児童虐待対応マニュアルなどの作成・配布による普及啓発	77	こども家庭課
(2)心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	①	教育相談の充実	77	青少年課（教委）
	②	学校適応指導教室「おあしす」の充実	77	青少年課（教委）
	③	里親制度の普及	77	こども家庭課
(3)ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実	①	母子・父子自立支援員による相談体制の充実	77	こども家庭課
	②	母子家庭等日常生活支援事業の実施	77	こども家庭課
	③	児童扶養手当制度の実施	78	こども家庭課
	④	ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	78	国保医療課
	⑤	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進	78	こども家庭課
	⑥	学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施	78	福祉課
(4)特別な配慮を要する子どもへの支援の充実	①	巡回支援事業「こども相談みくる」の実施	78	児童発達支援センター
	②	千歳市児童発達支援センターの機能強化	79	児童発達支援センター
	③	教育・保育施設等における特別な配慮が必要な子どもの受け入れに対する支援	79	こども政策課
	④	幼稚園における特別支援教育の促進	79	こども政策課
	⑤	小学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実	79	学校教育課（教委）
	⑥	学童クラブにおける特別な配慮が必要な子どもの受け入れに対する支援	79	子育て総合支援センター
	⑦	特別児童扶養手当等制度の実施	80	こども家庭課・障がい者支援課
	⑧	重度心身障害者医療費助成事業の実施	80	国保医療課
	⑨	障がい児の生活支援の充実	80	障がい者支援課
	⑩	就学援助制度の実施	80	学校教育課（教委）
	⑪	医療的ケアを必要とする子どもへの支援	80	児童発達支援センター
	⑫	障害児通所支援等提供体制の確保	81	児童発達支援センター
	⑬	ヤングケアラーへの支援体制の充実	81	こども家庭課

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 「こども家庭センター」の運用

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」を設置し、子どもとその家庭、妊産婦の実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援の提供に努めます。

② 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携

複雑化・多様化する児童養育の問題に対し、児童虐待などの未然防止や早期発見を図るため、関係機関との連携により、それぞれの役割を踏まえた複合的な対応に努めます。また、関係機関の実務者向け研修会や児童虐待防止に関する講演会を開催し、実務者の資質向上及びより一層の啓発活動を展開し連携の強化を図ります。

③ 「おやおや安心サポートシステム」の推進

「おやおや安心サポートシステム」を運用し、認定こども園などの教育・保育施設と母子保健課及び児童発達支援センターの協働のもとに、発生予防の段階から情報を共有し、援助方針などを検討することにより、児童虐待の未然防止とともに地域の支援力を高める取組を推進します。

④ 「子育てスキルアップ講座」の実施

怒鳴ったり、叩いたりせずにつけが伝える「子育てスキルアップ講座」を市民協働プロモーション事業として実施します。

⑤ 訪問支援員派遣による児童虐待防止の推進

要支援家庭について、要保護児童地域ネットワーク協議会個別ケース検討会議において家事支援の必要性を検討し、養育改善が必要な家庭や虐待の恐れがあると判断された家庭に対し、訪問支援員を派遣することによる適切な養育環境の確保に努めます。

⑥ 虐待予防母子保健の充実

今後も母親の子育て不安や自己解決能力などの状況を早期に把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。また、支援を必要とする保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

⑦ 児童虐待対応マニュアルなどの作成・配布による普及啓発

千歳市児童虐待対応マニュアルの活用による児童虐待防止の取組を推進するとともに、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間でのイベントの開催や児童虐待に関する啓発物品の配布などの取組を通じ、児童虐待の発生予防や早期発見への普及啓発を強化します。

(2) 心のケアを必要とするこどもへの支援の充実

① 教育相談の充実

社会環境の変化に伴う児童生徒、保護者の悩み、不安などを解消するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの効果的な活用を図り、学校だけではなく各関係機関との協力・連携に努め、教育相談業務の充実を図ります。

② 学校適応指導教室「おあしす」の充実

適応指導教室「おあしす」を拠点とし、不登校などの問題を抱える児童生徒の実情を把握した上で、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。

③ 里親制度の普及

近年、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、養育困難な家庭や児童虐待が増大しています。様々な事情で社会的養護が必要な児童を、より家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的に、里親制度を所管する北海道中央児童相談所と連携しながら、里親制度の普及に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の充実

① 母子・父子自立支援員による相談体制の充実

ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるよう関係機関との連携を強化し、情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務をはじめ、全国的に課題となっている養育費の取り決めを含めた離婚前の相談対応の強化を図るなど、相談体制の充実に努めます。

② 母子家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭などの保護者が一時的に日常生活に支障がある場合でも、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し生活の援助を行うことで安心して子育てができるように、事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携することで広く周知していきます。

③ 児童扶養手当制度の実施

ひとり親家庭の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当などによる経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚前相談の際に、母子・父子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行うとともに、手当支給の対象となるひとり親世帯の的確な状況把握に努めます。

④ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

原則18歳未満のこどもの医療費（通院費・入院費）について、0歳から小学生までは、世帯の課税状況にかかわらず初診時一部負担金を除く全額助成を、中学生以上は世帯の課税・非課税の状況に応じた助成を行っているほか、こどもの保護者の医療費（入院費のみ）についても同様に助成を行っており、今後も健康の保持と福祉の増進を図るとともに、医療費自己負担の軽減を図るため、継続して事業を実施します。

⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の推進

事前相談において就業に結び付きやすい資格取得へ向けた助言などを行うとともに、利用者の体験談を載せたリーフレットを活用し、事業内容を広く周知するなど、利用促進に向けた取組を強化します。また、養成機関での受講中における母子家庭及び父子家庭の生活の安定を図るため、北海道の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めた支援を行います。

⑥ 学習支援事業「ちとせ学習チャレンジ塾」の実施

生活困窮世帯の中学生・高校生に対し、自主的に学べる場を提供し、将来へ希望をもって就学・就労できるようにすることを目的とした「ちとせ学習チャレンジ塾」を開催しており、今後も学習支援ボランティアを継続的に確保し、支援内容のさらなる充実を図り、事業の安定した実施に努めます。

(4) 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実

① 巡回支援事業「こども相談みにくる」の実施

認定こども園などの教育・保育施設や学童クラブなどの対象施設から寄せられる相談ニーズの高まりに対応するため、実施体制の充実を図りながら、対象施設がインクルージョン（全てのこどもにはそれぞれ違いがあり、その違いを認め、尊重することが重要であることを踏まえ、認定こども園などに通う全てのこどもを包括的に捉え、差別することなく保育を行うこと）を推進するための後方支援に取り組みます。

② 千歳市児童発達支援センターの機能強化

児童福祉法の改正（令和6年4月）により児童発達支援センターの機能強化が求められていることから、「千歳市児童発達支援センター」が地域の障がい児支援体制の中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化と中核機関に求められる4つの機能^{*}の充実を図り、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）の提供だけに留まらないさらなる幅広い高度な専門性に基づく発達支援や家族支援、地域支援に取り組みます。

特に、発達相談部門である「こども発達相談室はぐ」では、「気づき」の段階を含めた多様な発達や障がいに関する相談ニーズに速やかに対応するため支援体制を強化し、支援内容の充実を図ります。

※中核機関に求められる4つの機能…①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

③ 教育・保育施設等における特別な配慮が必要なこどもの受け入れに対する支援

子ども・子育て支援法では、全てのこどもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障がいのあるこどもや外国籍のこどもなど特別な配慮が必要なこどもについても、教育・保育施設などで受け入れを進めていく必要があります。

今後も特別支援保育事業などを引き続き実施し、対象施設の拡充を図るなど、障がいのあるこどもの受け入れを推進するほか、外国籍のこどもが教育・保育施設などを円滑に利用できるように受入体制の整備を推進します。

④ 幼稚園における特別支援教育の促進

特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、引き続き、幼稚園に対する補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

⑤ 小学校における特別支援教育・交流及び共同学習の充実

対象児童生徒数の増加に対応した特別支援学級配置の検討を行うほか、研修などによる教職員の知識、技能の向上を目指し、個別の教育的ニーズに応じた指導体制の充実に努めます。

⑥ 学童クラブにおける特別な配慮が必要なこどもの受け入れに対する支援

各種研修などを通じて特性や発達状況に合わせた対応ができるよう職員の資質の向上を図るほか、「巡回支援事業こども相談みくる」や学校等関係機関、障害児通所支援事業所等との連携を強化します。

⑦ 特別児童扶養手当等制度の実施

障がいのあるこどもや、その家族への経済的な援助と児童福祉の増進を目的として、特別児童扶養手当と障害児福祉手当を支給しており、いずれの手当も、支給を受けるために認定請求を行う必要があります。認定資格があるにも関わらず制度を知らないために支給を受けられないことがないように、相談対応の際の制度説明、関係機関などへの福祉サービスガイドブックなどのパンフレット作成や配布、広報ちとせでの情報提供など様々な機会を通じ制度の理解促進と周知を行い、円滑な制度利用を図ります。

⑧ 重度心身障害者医療費助成事業の実施

身体障害者手帳の等級が1級・2級又は内部疾患に係る3級であるこどもと、療育手帳A判定のこどもの医療費（入院費・通院費）について、0歳から小学生までは、世帯の課税状況にかかわらず初診時一部負担金を除く全額助成を、中学生以上は世帯の課税・非課税の状況に応じた助成を行っているほか、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級を受けている方の医療費（通院費のみ）についても同様に助成を行っており、今後も健康の保持と福祉の増進を図るとともに、医療費自己負担の軽減を図るため、継続して事業を実施します。

⑨ 障がい児の生活支援の充実

障がいのある児童の日常生活及び社会生活を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスなどに対する適切な給付を行います。また、障がいのある児童及びその家族が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高度・多様化する支援ニーズの把握に努め、提供体制の確保や支援の質の向上に努めます。

⑩ 就学援助制度の実施

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

⑪ 医療的ケアを必要とするこどもへの支援

医療的ケア児等コーディネーターを千歳市児童発達支援センターに配置し、医療的ケア児に対する支援を調整する機能の確保を進め、「千歳市医療的ケア児支援協議会」において、医療的ケア児とその家族が抱える課題を検討し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組むほか、医療的ケア児が看護師未配置の障害児通所支援事業所を利用する場合に、訪問看護師などの派遣に要する費用の一部を助成する「医療的ケア児支援事業」を継続して実施します。

⑫ 障害児通所支援等提供体制の確保

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）に対する支援ニーズの把握に努め、提供体制の確保や支援の質の向上に取り組みます。また、進学や就労に向けた障害児相談支援のニーズが高まっていることから、こどもを主たる対象とする相談支援専門員の確保に取り組み、障害児支援利用計画書作成対象者の拡大に努めます。

⑬ ヤングケアラーの支援体制の充実

高齢、介護、ひとり親家庭などといった家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスなどにつなげられるよう、関係機関、団体などと連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置するほか、地域の関係機関などを対象に、ヤングケアラーの支援に関する研修などを実施します。

第 6 章 子ども・子育て支援事業の展開

第6章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、そのほかの社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

第2期計画では、千歳市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を『千歳市全域（行政区）』として設定しており、千歳市子ども計画においても継承することとします。

2 将来のこどもの人口の見通し

千歳市のこどもの人口の見通しについて、就学前児童及び小学生においては、本計画期間中は減少傾向となっています。また、中学生は横ばい傾向、高校生においては令和8年まで増加傾向にありますが、令和9年度以降は減少傾向となっています。

(人)

	現況	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前	4,192	4,103	4,004	3,994	3,975	3,969
0歳	563	665	658	666	668	671
1歳	686	569	666	664	672	674
2歳	703	692	571	672	670	677
3～5歳	2,240	2,177	2,109	1,992	1,965	1,947
小学生	5,110	5,063	4,917	4,772	4,605	4,552
低学年	2,478	2,379	2,365	2,269	2,204	2,150
高学年	2,632	2,684	2,552	2,503	2,401	2,402
中学生	2,700	2,671	2,662	2,675	2,720	2,603
高校生	2,677	2,861	2,980	2,961	2,913	2,909

※現況の令和6年は10月1日現在の人口分布

※令和7年以降は10月1日現在の推計値

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み及び今後の確保方策について

■ 量の見込みの算出

第2期計画における就学前児童数に対する教育・保育利用率の推移を勘案した上で、令和7年度からの教育・保育利用率を推計し、認定区分ごとの対象児童数（推計値）に乗じることで、計画期間における量の見込みを算出しました。

なお、保育ニーズについては、第2期計画における利用率や、就労する母親が増加傾向にある現状を鑑み推計した結果、計画最終年度である令和11年度の量の見込みは2,145人となり、現行（令和6年度）の保育利用定員に対して200人の不足が見込まれることから、不足定員の確保に向けた方策を講じる必要があります。

【保育の量の見込みの推計（計画最終年度）】

(人)

令和11年度 (①)	令和6年度の保育利用定員 (②) (2号・3号)	不足数 (②-①)
2,145	1,945	▲200

【教育・保育給付認定区分】

認定区分	給付の種類	給付を受ける施設等
1号認定こども 満3歳以上の就学前のこどもで、教育を希望する場合	施設型給付	幼稚園
		認定こども園
2号認定こども 満3歳以上の就学前のこどもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	施設型給付	保育所
		認定こども園
3号認定こども 満3歳未満のこどもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	施設型給付	保育所
		認定こども園

■ 確保方策の基本的な考え方

本計画期間全体の中で量の見込みに対応した定員を確保することを基本としつつ、国及び千歳市のこども施策に係る動向の変化などにより、実際の教育・保育ニーズが、本計画で定める量の見込みと比較して大きく変動した場合には、子ども・子育て支援法に規定される自治体の責務を鑑み、実際の教育・保育ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとし、具体的には次に掲げる①から③までの方策によることとします。

《子ども・子育て支援法》
 (市町村の責務)
 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 一・二 ~略~
 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

優先順

① 既存施設の活用

既存施設の改修(修繕、増改築など)、既存施設の認定こども園への移行など、可能な限り既存の施設を活用して提供体制を確保します。

② 地域型保育事業所の新設

「小規模保育事業所」又は「事業所内保育事業所」の民間事業者が行う整備による提供体制の確保を検討します。

③ 認定こども園の新設(既存施設の老朽化に伴う建替など)

既存施設の老朽化等に伴う新築建替(移転)などにより、利用定員の拡大を検討します。

なお、新築建替は事業者の負担が大きいことを鑑み、国の財源を活用した千歳市の財政支援についても検討します。

(2) 量の見込み及び確保方策

量の見込み及び確保方策については、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」及び「(1) 教育・保育の量の見込み及び今後の確保方策について」で示した基本的な考え方を踏まえ、次のとおり設定します。

なお、本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までとなりますが、各年度において翌年度当初の量の見込みに応じた提供体制を確保していく必要があることから、令和11年度中の整備量の見通しを示すため、令和12年度についても参考値として掲載しています。

(人)

項目		令和7年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み		945	1,113	168	289	369
確保方策	特定教育・保育施設	1,266	1,029	96	253	283
	特定地域型保育事業	－	－	59	43	48
	認可外保育施設	－	61	10	24	26
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	23	3	15	12
	合計	1,266	1,113	168	335	369
項目		令和8年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み		871	1,138	173	340	309
確保方策	特定教育・保育施設	1,196	1,054	96	258	288
	特定地域型保育事業	－	－	64	43	48
	認可外保育施設	－	61	10	24	26
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	23	3	15	12
	合計	1,196	1,138	173	340	374
項目		令和9年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み		783	1,127	178	345	374
確保方策	特定教育・保育施設	1,126	1,079	96	263	293
	特定地域型保育事業	－	－	69	43	48
	認可外保育施設	－	61	10	24	26
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	23	3	15	12
	合計	1,126	1,163	178	345	379

項目		令和10年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み		735	1,174	183	350	384
確保 方策	特定教育・保育施設	1,056	1,104	96	268	298
	特定地域型保育事業	－	－	74	43	48
	認可外保育施設	－	61	10	24	26
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	23	3	15	12
	合計	1,056	1,188	183	350	384
項目		令和11年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み		693	1,213	188	355	389
確保 方策	特定教育・保育施設	986	1,129	96	273	303
	特定地域型保育事業	－	－	79	43	48
	認可外保育施設	－	61	10	24	26
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	23	3	15	12
	合計	986	1,213	188	355	389
項目		令和12年度（参考値）				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み		686	1,295	193	360	394
確保 方策	特定教育・保育施設	916	1,211	96	278	308
	特定地域型保育事業	－	－	84	43	48
	認可外保育施設	－	61	10	24	26
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	23	3	15	12
	合計	916	1,295	193	360	394

※幼稚園及び認定こども園における1号認定こどものうち、新2号認定こども（両親が就労中でも2号認定ではなく、教育標準時間と一時預かり事業（幼稚園型）を併用するもの）の推計値は、95ページの「一時預かり事業（幼稚園型）」で示すこととします。

※特定教育・保育施設には、認定こども園・認可保育所・幼稚園の利用定員の合計を記載しています。

※特定地域型保育事業には、小規模保育事業所・事業所内保育事業所（従業員枠を除く）の利用定員の合計を記載しています。

※認可外保育施設には、夜間保育事業所・院内保育事業所・へき地保育所の利用定員の合計を記載しています。

4 乳児等通園支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 乳児等通園支援事業の量の見込み及び今後の確保方策について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、現行の教育・保育給付に加え、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置付け）されます。

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援事業に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、次のとおり設定することとします。

■ 量の見込みの算出

国から示されている必要整備量の算出方法及びアンケート調査結果における保護者の利用意向を勘案し、乳児等通園支援事業の量の見込みを算出しました。

■ 確保方策の基本的な考え方

量の見込みに対応した定員を確保することを基本としつつ、実際の保護者ニーズが、本計画で定める量の見込みと比較して大きく変動した場合には、教育・保育と同様に、実際の保護者ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとします。

なお、提供方法については、保育所などの利用定員とは別に定員設定を行う方法（一般型）と保育所などの利用定員の範囲内でこどもを受け入れる方法（余裕活用型）がありますが、具体的な方法については、乳児等通園支援事業を行う千歳市内の各教育・保育施設において、職員体制などを勘案して設定するものとします。

(2) 量の見込み及び確保方策

■ 量の見込み及び確保方策

量の見込みの算出及び確保方策の基本的な考え方を踏まえ、次のとおり設定します。

(人日)

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	延べ利用人数	6	6	6	6	6
	確保方策	延べ利用人数	1	3	5	6	6
1歳児	量の見込み	延べ利用人数	8	8	8	8	8
	確保方策	延べ利用人数	1	3	5	8	8
2歳児	量の見込み	延べ利用人数	9	9	9	9	9
	確保方策	延べ利用人数	9	9	9	9	9

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、本計画に沿って国、北海道の交付金と千歳市の財源により事業を実施します。

(1) 利用者支援事業

事業概要	妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連携調整などを行う事業
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ちとせっこセンター及びげんきっこセンターに子育てコンシェルジュを配置し、子育て支援の情報提供や相談・助言などを行っています。 ■未就学児のいる家庭のうち、千歳市に転入して間もない場合や育児ストレスを抱えている場合など、支援が必要な家庭を訪問する「ママサポート」を実施しています。 ■妊娠届出時の面談、妊娠8か月面談（アンケート送付し希望者へ実施）、こんにちは赤ちゃん訪問、妊婦・子どもネウボラなどで継続的な情報発信や、必要な支援につなぐ相談を実施しています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■コンシェルジュ事業の周知に努めるとともに、子育て家庭が利用しやすい環境を整えるため、コンシェルジュの支援の場の拡充などを検討します。 ■ママサポート事業の周知に努め、子育て家庭が抱える不安や悩みに対して必要な支援を行います。 ■妊娠届出時や妊娠8か月アンケート、こんにちは赤ちゃん訪問などを通して、必要な情報提供や相談支援を実施し、妊娠・子育て期の不安の解消や見通しをもって育児に取り組めるような支援に努めます。

(箇所)

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	実施施設数	11	11	11	11	11
確保方策	基本型	実施施設数	11	11	11	11	11

(回)

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	子ども家庭センター型	妊娠届出数	658	666	668	671	681
		1組当たり面談等回数	3	3	3	3	3
		延べ面談等実施回数	1,974	1,998	2,004	2,013	2,043
確保方策	子ども家庭センター型	延べ面談等実施回数	1,974	1,998	2,004	2,013	2,043

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外において、保育所などで保育を実施する事業
実施状況	■千歳市内の33か所の教育・保育施設で延長保育事業として実施しています。
今後の方針	■就労する母親が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立のため、今後も利用ニーズの高まりが想定されるため、引き続き実施を継続していきます。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	18,248	18,411	19,035	19,616	20,389
確保方策	利用可能数	18,248	18,411	19,035	19,616	20,389

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭や地域などと連携しながら、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、その健全な育成を図る事業
実施状況	■千歳市内の18か所で学童クラブを実施しています。 ■令和3年度から運営を民間事業者へ委託しています。
今後の方針	■学童クラブの質的向上を図るほか、学童クラブの需要が増加した場合は受入態勢の拡充について検討します。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	登録児童数	1年生	330	326	318	316	323
		2年生	255	265	265	260	260
		3年生	160	159	170	173	172
		4年生	58	59	60	65	67
		5年生	18	18	17	17	17
		6年生	9	9	9	9	9
		計	830	836	839	840	848
確保方策	利用可能数	895	895	895	895	895	

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	育児疲れや保護者の病気、そのほかの理由により、一時的にこどもを養育することが困難になった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間、こどもを児童養護施設などで預かる事業
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■市外の2か所の児童養護施設に委託して実施しています。 ■施設での受け入れのほか、里親委託も実施しています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、養育が困難な家庭の事情に応じて、ショートステイ事業を2か所の児童養護施設及び里親委託で実施します。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ受入人数	27	27	27	27	27
確保方策	利用可能数	105	105	105	105	105

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業概要	助産師や保健師が、生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ■千歳市の助産師や保健師が、乳児の発達状況、産婦の心身の健康状態を確認し、子育て情報の提供や必要な支援を行っています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ■新生児の健やかな発育のため、引き続き全戸訪問に努めるとともに、妊娠中における出産や今後の不安に関するアンケートを行い、専門的な見地より、早期からの育児支援に努めます。

(件)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	585	579	586	588	590
確保方策	実施率	100%				

(6) 養育支援訪問事業等

事業概要	健康状態や養育環境に問題を抱えた妊婦とその家族、及び養育や乳幼児の発達などに問題を抱えた乳幼児とその家族に対して、訪問などの個別支援を行う事業
実施状況	■養育が困難なケースなどに応じて、千歳市の助産師や保健師が居宅を訪問し、養育のアドバイスをを行っています。
今後の方針	■引き続き、養育困難家庭の把握に努め、専門職による養育に関する指導、助言などを行うことにより、適切な養育の実施ができるよう支援を行います。 ■関係機関との連携を強化し、「千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会」の機能を活用して児童虐待防止を推進します。

(件)

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問件数	172	170	172	173	174
確保方策	実施体制	千歳市の保健師9名による養育支援訪問				

(7) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施する事業
実施状況	■家事・子育てなどに対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施しています。
今後の方針	■養育が困難な家庭の事情に応じて、委託事業所で本事業を実施します。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	167	165	164	161	159
確保方策	利用可能数	192	192	192	192	192

(8) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などを行う事業
実施状況	<p>■ 地域の子育て支援機能の充実を図るため、ちとせっこセンター、げんきっこセンター、アリス子育て支援センターの3か所に一般型の地域子育て支援拠点を、市内に所在する9つの児童館に連携型の地域子育て支援拠点を開設しています。</p> <p>■ 地域子育て支援拠点では、子育て親子の交流促進を図るため、講習・講座等を開催するほか、子育てに関する相談・助言、地域の子育て関連情報の提供などを行っています。</p>
今後の方針	<p>■ ちとせっこセンター、げんきっこセンター及びアリス子育て支援センター（一般型）と児童館（連携型）が連携し、子育て講座及び子育て相談などを実施し、子育て家庭を身近な地域でサポートします。</p>

(人日)

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	一般型	43,440	42,850	42,513	42,414	42,349
		連携型	17,382	17,146	17,012	16,972	16,946
確保方策	実施個所数	箇所 (一般型)	3	3	3	3	3
		箇所 (連携型)	9	9	9	9	9

(9) 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	1号認定を受けたこどもでも、保護者の就労などの理由がある場合は、教育標準時間を超える施設利用ができる事業
実施状況	<p>■ 千歳市内全ての幼稚園及び認定こども園で一時預かり事業（幼稚園型）を実施しています。</p>
今後の方針	<p>■ 1号認定を受け、幼稚園、認定こども園を利用するこどもでも、保護者の就労などの理由がある場合は、教育標準時間を超える利用ができるよう、引き続き実施を継続します。</p>

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	36,329	34,134	33,658	33,164	33,063
確保方策	利用可能数	36,329	34,134	33,658	33,164	33,063

(10) 一時預かり事業（一般型）

事業概要	保護者の就労や疾病、育児疲れなどの様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業
実施状況	■千歳市内の2か所の公立認定こども園と、3か所の私立認定こども園で一時預かり事業（一般型）を実施しています。
今後の方針	■保護者の就労や入院、出産、育児疲れの解消など、緊急・一時的な保育を必要とするニーズに応えるため、引き続き実施を継続します。 ■地域のより身近な場所で安心してこどもを預けられるよう、需要に応じて実施施設数のさらなる拡充を推進します。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	3,983	3,997	4,098	4,199	4,316
確保方策	利用可能数	3,983	3,997	4,098	4,199	4,316

(11) 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児について、専用の施設などにおいて、看護師などが一時的に預かる事業
実施状況	■市立千歳市民病院に併設する「千歳こどもデイケアルーム」を専用施設とし、看護師と保育士の配置により、病児・病後児の預かりを実施しています。
今後の方針	■こどもの病気発症時、病気回復期に看護と保育サービスを一体で提供する病児・病後児保育を引き続き実施することにより、こどもが病気の際でも安心して働ける体制を確保します。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	338	334	330	327	326
確保方策	利用可能数	338	334	330	327	326

(12) 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートネットワーク事業)

事業概要	こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整やアドバイスなどを行う事業
実施状況	<p>■ファミリー・サポート・センター事業は、(福)千歳市社会福祉協議会に委託して実施しています。</p> <p>■子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）として位置付けている緊急サポートネットワーク事業は、民間法人に委託して実施しています。</p>
今後の方針	<p>■ファミリー・サポート・センター事業については、一時預かり保育や学童クラブなどでカバーしきれないケースに応じたサービスとして、引き続き利便性向上に努めます。</p> <p>■緊急サポートネットワーク事業については、宿泊での預かりも含め、緊急的な預かり希望に対応するサービスとして、引き続き利便性の向上に努めます。</p>

(人)

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	延べ利用者数	ファミリー・サポート・センター	就学前	919	897	895	891	890
			小学校	834	829	824	815	825
			計	1,753	1,726	1,719	1,706	1,715
	緊急サポートネットワーク事業		29	29	29	29	29	
	合計		1,782	1,755	1,748	1,735	1,744	
確保方策	利用可能数	ファミリー・サポート・センター	就学前	919	897	895	891	890
			小学校	834	829	824	815	825
			計	1,753	1,726	1,719	1,706	1,715
	緊急サポートネットワーク事業		29	29	29	29	29	
	合計		1,782	1,755	1,748	1,735	1,744	

(13) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導のほか、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業
実施状況	<p>■妊婦が定期的に健康診査を受診することで安全に出産できるよう、1人の妊婦に対して、全道の医療機関で使用可能な「妊婦一般健康診査受診票」を14枚、「超音波検査受診票」を6枚配布し、経済的負担を軽減しています。</p> <p>■道外の医療機関で受診した場合は、償還払いとして同額を助成しています。</p>
今後の方針	■妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保や経済的な負担を軽減するため、今後も事業を継続し、効果的な実施に努めます。

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	受診票配布数(人)	705	713	715	718	728	
確保方策	一人当たりの受診票交付回数(回)	妊婦一般健診	14回	14回	14回	14回	14回
		超音波検査	6回	6回	6回	6回	6回
	実施場所	受診票は全道の医療機関で使用可能。道外の医療機関で受診した場合は、償還払いとして同額の助成を実施。					
	実施時期	通年実施					
	実施体制	医療機関との委託契約					
	実施項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目					

(14) 産後ケア事業

事業概要	出産後の母子が安心して子育てに臨めるよう、助産師などの専門職による心身のケアや育児のサポートなどを行う事業
実施状況	<p>■産後1年未満(デイサービス型は4か月未満)の方で、心身のケアを必要とする方、育児のサポートなどを必要とする方を対象に、自宅や助産院などで産後のケアを実施しています。デイサービス型・訪問型合計7回まで利用可能とし、産後の母子をサポートしています。</p>
今後の方針	■デイサービス型の年齢枠の拡大など産後ケアの拡充を図り、必要な時期に、産後の心身のケアや育児のサポートを受けられるよう努めます。

(人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用者数	546	595	658	716	775
確保方策	利用可能数	546	595	658	716	775

6 こどものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 保育所や幼稚園の認定こども園への移行推進について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児期における教育・保育の一体的な提供が可能であるほか、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、保育需要の増加傾向が続いている千歳市の現状を鑑み、保育所や幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

(2) 教育・保育の質の確保・向上のための研修機会の確保

千歳市内の教育・保育施設などに勤務する保育士や幼稚園教諭に対して、講演会形式での研修や、個々の関心に合わせて幅広い單元の中から講座を選択可能なオンライン研修の機会を提供し、教育・保育の質の確保・向上を図ります。また、隣接する恵庭市との連携推進の一環として、保育士などを対象とした研修の参加・情報共有を行っており、引き続き、保育士などの資質向上に効果的な取組を推進します。

(3) 質の高い教育・保育の役割及び提供について

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、乳児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであることを鑑み、質の高い教育・保育を全市的に提供していく必要があります。

質の高い教育・保育の提供に当たっては、教育・保育事業者の相互連携が重要となりますが、特に公立の認定こども園2園（認定こども園つばさ、認定こども園ひまわり）には、これまでに培ってきた経験や実績などを、地域の教育・保育事業者と共有することで、「保育の質」を確保するほか、教育・保育に係る課題解決のため、各事業者や関係機関と連携する役割を担うことなどが求められます。また、特別な配慮や医療的ケアを必要とするこどもの受入れの促進も課題である中、民間施設での積極的な受入が行われるよう支援を図りつつ、利用定員などから民間施設では対応が困難なこどもの受入体制を確保するなど、セーフティネットとしての公立認定こども園の役割は、今後ますます増加していくものと考えられます。

(4) 教育・保育施設の相互連携並びに小学校との連携

全てのこどもの健やかな育ちを支えるため、千歳市内の教育・保育施設における合同保育の実施などといった相互連携を引き続き推進します。また、小学校教諭と保育教諭などとの懇談会や見学会の開催など、こどもの成長に関する情報を共有し、指導のあり方についての共通理解を深めるほか、教育・保育施設に通うこどもが小学校を見学するなど、未就学のこどもと小学生との交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に就学できるよう取組を進めるなど、連続性のある教育活動の充実を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」において、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもが、幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設などを利用する際の費用について、上限額の範囲内で無償化されました。

無償化に係る給付（子育てのための施設等利用給付）を受けるためには、「施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号認定）」が必要となります。

千歳市では、引き続き、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案した給付に努めることとし、給付については、四半期ごとに保護者又は利用施設に支給することとします。また、認可外保育施設などに関する各種情報の提供や関係法令に基づく指導への協力などについて、北海道との連携を図ります。

【施設等利用給付認定の区分】

認定区分	給付の種類
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前こどもで、私学助成幼稚園を利用し、教育部分のみを希望する場合
新2号認定	3歳以上の小学校就学前こどもで、「保育が必要な事由」に該当し、預かり保育や認可外保育施設等を希望する場合
新3号認定	2歳以下の小学校就学前こどもで、「保育が必要な事由」に該当することに加えて、保護者及び同一世帯員が市民税世帯非課税者で、預かり保育や認可外保育施設等を希望する場合

第 7 章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握及び評価

子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、これらの取組を評価するためには、本計画で定める個別施策の進捗状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可などを含みます。）や施策の実施に要した費用の実績などに加え、本計画全体の成果指標を設定し、点検・評価することが重要です。

このことから、毎年度の個別施策の進捗状況を次のとおり把握及び点検・評価するとともに、本計画全体の成果指標を設定します。

■ 個別施策の進捗状況の把握及び点検・評価方法

本計画で定める個別施策の進捗状況を把握するため、費用対効果も含めた達成状況を毎年度次の4段階で点検・評価し、この結果に基づき、適宜施策の見直しを行うものとします。

なお、点検・評価結果は、一連の過程で開かれたものとするため、「千歳市子ども・子育て会議」において報告し、その結果を公表するものとします。

【個別施策の評価区分】

評価区分	A	B	C	D
達成状況	達成	達成に近い	未達成に近い	未達成

■ 本計画全体の成果指標

本計画全体の成果指標については、千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果を基に次のとおり設定し、5年後の達成状況を踏まえ、以降の施策の改善につなげていくこととします。

【本計画全体の成果指標の設定】

指標項目	現状値	目標値
千歳市は「子育てがしやすいまち」又は「どちらかといえば子育てがしやすいまち」と思う人の割合	65.5% (令和5年度)	75.0% (令和10年度)

※千歳市子ども・子育て支援アンケート調査結果より成果指標を設定

(2) 需給調整の見直し

教育・保育の需給調整に当たり、教育・保育需要が計画値と実績値でかい離する場合には、適切な基盤整備を行うため、本計画期間の中間年である令和9年度に本計画の見直しを検討します。また、5年後の最終年度には、次期計画に向けた見直しの中で、令和12年度以降の教育・保育の一体的な提供の推進に関する需給調整のあり方について検討します。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

本計画の推進に当たっては、こども・若者のニーズや教育・保育事業に対する子育て世帯のニーズに応じていくため、こども・若者の視点に立ち、必要なサービスや支援の質の向上の実現を目指していきます。

このため、千歳市内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、こども・若者、認定こども園・保育所・幼稚園などのこども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

3 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤の確立が重要となります。

そこで、本計画の推進に当たっては、その費用対効果を十分に見極め、「選択と集中」の考え方により、限られた財源を最大限有効に配分するよう努めます。

資料編

資料編

1 計画の策定経緯

年	月日	会議名等	内容
令和5年	8月29日	令和5年度第1回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援アンケートについて
	11月30日	令和5年度第2回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援アンケートについて
	12月18日 ～1月19日	子ども・子育て支援アンケート	・就学前こどもの保護者1,500件配布、899件回収(回収率59.9%) ・小学生の保護者1,500件配布、940件回収(回収率62.7%)
令和6年	3月4日	令和5年度第3回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援アンケート調査結果中間報告について
	5月10日	第1回庁内検討会議	・(仮称)千歳市こども計画骨子(案)について
	5月30日	令和6年度第1回子ども・子育て会議	・(仮称)千歳市こども計画骨子(案)について ・(仮称)千歳市こども計画策定に係るこども・若者の意見聴取について ・(仮称)千歳市こども計画策定スケジュールについて ・千歳市子ども・子育て支援アンケート最終結果について
	7月23日	第2回庁内検討会議	・(仮称)千歳市こども計画骨子(修正案)について ・策定方針について ・第2期計画における各施策の評価・検証結果について
	9月3日	令和6年度第2回子ども・子育て会議	・(仮称)千歳市こども計画骨子(修正案)について ・第2期計画における各施策の評価・検証結果について
	11月5日	第3回庁内検討会議	・(仮称)千歳市こども計画(素案)について
	11月7日	第1回保健福祉推進委員会	・(仮称)千歳市こども計画(素案)について
	11月12日	令和6年度第3回子ども・子育て会議	・(仮称)千歳市こども計画(素案)について ・量の見込みと提供体制の確保方策について
	11月15日	第1回保健福祉調査研究委員会	・(仮称)千歳市こども計画(素案)について
	12月3日	厚生環境常任委員会	・(仮称)千歳市こども計画(素案)の報告
	12月4日	第4回庁内検討会議	・千歳市こども計画(素案)について
	12月11日	令和6年度第4回子ども・子育て会議	・千歳市こども計画(素案)について

	12月20日 ～1月19日	パブリックコメント	
令和 7年			

2 千歳市子ども・子育て会議条例

平成25年条例第12号

千歳市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、千歳市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に専門部会を置くことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 千歳市子ども・子育て会議の委員名簿

(ふりがな) 氏名	所属・役職等	備考
いざき つぐみ 伊崎 亜美	子育てサークル 「アリスモンキーベイビーズ」代表	ちとせ子育てネットワーク会議所属の子育てサークルから選出、依頼 (子育て総合支援センター関係)
いしおか くにこ 石岡 くに子	言語聴覚士・公認心理師	副会長
おおた ちはや 大田 智逸	認定こども園 メリー幼稚園 教諭	千歳市私立幼稚園連合会からの推薦
おかだ りえ 岡田 里枝	臨床心理士・スクールカウンセラー	
おしみ なおこ 押見 尚子	こどもの保護者 (公募委員)	
くわの よしこ 桑野 佳子	育未保育園 主任保育教諭	千歳市私立保育所連合会からの推薦
ささき ともみ 佐々木 朋美	認定こども園向陽台 園長	千歳市私立保育所連合会からの推薦
さの るみ 佐野 瑠美	認定こども園 向陽台つくし幼稚園 園長	千歳市私立幼稚園連合会からの推薦
たかはし たくや 高橋 卓也	こどもの保護者 (公募委員)	
たんば きみこ 丹波 紀美子	ガールスカウト北海道第31団 団委員長	
なんげ あいり 南家 愛理	こどもの保護者 (公募委員)	
にし ひろやす 西 博康	千歳みどりの保育園 園長	
はしもと ひさと 橋元 久人	さくら保育園 園長	千歳小規模保育事業団体からの推薦
はせがわ まこと 長谷川 誠	公立千歳科学技術大学 理工学部電子光工学科 教授	会長
まつもと くにえ 松本 邦恵	民生委員児童委員	千歳市民生委員児童委員連絡協議会からの推薦

※令和6年4月1日現在・50音順

4 みんなで子育て応援宣言

千歳市子育てママ応援会議の成果として、令和元年11月12日に、市民のみなさんとともに、「みんなで子育て応援宣言」を採択しました。

この宣言は「子育てするなら 千歳市」のキャッチフレーズのもと、千歳市が子育てにやさしいまちであるように、また、本宣言が市民の方々の支えになるよう採択したものです。

- ◆ もっと子育てを楽しみながら、みんなで育てます。
- ◆ 子育ての悩みを一人で抱え孤立化しないように地域で応援します。
- ◆ 気兼ねなく男性・女性が産休育休を取れる職場の環境づくりを推進します。
- ◆ お父さんとお母さんの笑顔で子どもを笑顔にします。
- ◆ ひとりひとりが子育て全力サポーターとなり、子どもを見守ります。
- ◆ 親子が幸せを実感でき、安心して充実した生活ができる、笑顔あふれる千歳市にします。

5 こども・若者からの意見聴取の結果

こども基本法第11条では、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者などの意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、以下のとおり、千歳市内の小学生、中学生、高校生、大学生から意見聴取を行いました。

※意見聴取は、ワークショップ・インタビュー形式などにより、一部の小学生などからいただきました。

千歳市内の児童館・学童クラブに通う小学生からの意見

【メインテーマ】公園について

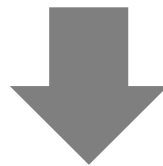
会議の内容

【聴いたこと】

- みんなの公園トーク
- 夢の公園を描いてみよう！

【小学生の主な意見（一部）】

- 暑さ・寒さがしのげる場所がほしい。
- 車いすの人でも楽しめる遊具があれば良い。
- 色々なブランコ、滑り台を設置してほしい。
- 動物と触れ合える公園を作りたい。
- 観客席があって野球ができる公園を作りたい。
- こどもだけでイベントができる公園にしたい。



市の取組・今後の方針

- 千歳市の公園の整備を担当する部署に聴いた意見を共有し、今後の公園づくりの参考としていくことを確認しました。
- 聴いた意見は、公園緑地専門部会（令和6年9月27日開催）でも共有しました。

千歳市内の中学生からの意見

【メインテーマ】保育の仕事のイメージや保育体験に参加した感想について

会議の内容

【聴いたこと】

- 保育園などの仕事のイメージは？
- 保育体験に参加して保育の仕事に興味がわいた？
- 保育士・幼稚園教諭の仕事の魅力はどんなところ？

【中学生の主な意見（一部）】

- こどもと触れ合えて楽しい。
- こどもの成長に関わり、やりがいがある。
- こどもから目が離せないので忙しそうだと思う。
- 大変だけど楽しいと思えることも多く、保育の仕事に興味がわいた。
- 保護者の明るい顔を見ることができた。
- 子育てに生かせる。
- こどもの可愛い笑顔を見ることができる。



市の取組・今後の方針

- 保育の仕事に興味を持つ中学生が多かったことを踏まえ、今後も保育体験の取組を継続していく必要性を千歳市教育委員会と改めて共有しました。
- 中学生が保育園の園内を見学したり、保育士・幼稚園教諭と交流できる機会を積極的に設けていくほか、保育士が働く様子を動画で発信するなど、保育の仕事を身近に感じてもらえる取組を推進します。

千歳市内の高校生からの意見

【メインテーマ】男性の育児休業について

会議の内容

【聞いたこと】

- 育休のメリット・デメリットを考えよう！
- 将来、パートナーに育休を取ってほしい？（育休を取りたい？）

【高校生の主な意見（一部）】

- パートナーの負担が減る。
- こどもの思い出を沢山作れる。
- 給料（収入）が減る。
- こどもの成長を一緒に見届けたい。
- 家事、育児の大変さを分かってほしい。



市の取組・今後の方針

- 聞いた意見をまとめたリーフレットを父子手帳に挟んで配布することで、男性の育児休業の取得を後押しします。

千歳市内の大学生からの意見

【メインテーマ】地域の子ども達と大学生のような若者が世代間交流する場をどう広げられるか

会議の内容

【聴いたこと】

- 地域の子ども達との活動の中で、やってよかったと感じたエピソード
- 世代間交流の場を広げるために必要だと思うものは？

【大学生の主な意見（一部）】

- 子ども達の探求心に驚かされる。
- こどもの成長を感じられる。
- 企業や団体との繋がり、話す機会がほしい。
- 外部に繋がりを持つ人が必要だと思う。



市の取組・今後の方針

- 団体との繋がりを持ち交流する機会を得ることが必要という意見があったことから、（福）千歳市社会福祉協議会が実施する「若者・働く世代向けボランティア体験講座」における教育・保育施設でのボランティア体験を推進することとし、千歳市内の大学生などにボランティア体験の機会があることについて積極的に情報提供していくことで、世代間交流の推進に努めていきます。

千歳市子ども計画

令和7年3月

発行 千歳市

編集 千歳市子ども福祉部子ども政策課子ども政策係
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話：0123-24-3131（代表）